

武臣論

岡本さえ

序

明朝最後の皇帝の死後、中国大陸の支配者が北方異民族たる滿州人に変った時、漢人士大夫階級の意識にいかなる特徴があらわれたか。これまで明末清初思想のない手は満人統治を肯定しなかつた明朝遺老・遺臣とよばれる儒家とされてきた。しかし、満人皇帝を頂点とする清朝の支配体制に組み込まれていった士大夫たちは数の上では明朝遺臣を圧倒していた。すなわち、遺臣、忠臣は満人に抗して殺されたか、あるいは隠退生活に入つて清初の社会から消えていったのに対し、清朝に仕え、後に武臣と名付けられた明臣は大臣から郷紳層まで政治、経済、文化の各方面で活躍したのであった。例えば敵愾功纂『清代徵獻類編』二九巻によつて順治年間（一六四四—一六六一）の京官に占める武臣の割合を調べると、宰輔四七%（満人、蒙古人、漢人の統計に占める比率）（武臣、実数は一六名）、尙書四三%（三五名）であり、地方官についてみても、總督四五%（二八名）、巡撫三三%（四二名）といづれも重要官職の半数近くに達している。

しかし武臣に対する評価は歴史的に低く、明朝遺臣がすでに偽官、逆賊と呼び、明朝野史の各執筆者が裏切り行為を糾弾したのを皮切りに一朝に仕えた節操のない臣、あるいは投満の漢奸という表現が定着して今日におよんでいる。他方、清朝も武臣の協力を当初歓迎したにもかかわらず彼らをきびしく処遇した。すなわち、『武臣伝』⁽¹⁾に収録された高官の武臣一二〇名（付録の三名を除く）のうち、免職された者は二七名もあり、また戦死、自殺、死刑、徒刑など非業の死を遂げた者は三二名、 $\frac{1}{4}$ 強にのぼる。いったん武臣になり、のち清に叛いたか、叛いたとみられて殺された「逆臣」を含めると降清の明官のうち悲運の晩年をおこした者はさらに高率になる。

私たちが清の官刻本、明朝遺老の著作（およびその精神に副って書かれた歴史書）によるかぎり、武臣について得る知識は、記録に残る幅広い業績と、彼らに与えられた低い評価とに止まる。だが、これでは明朝の滅亡後、外夷を主君と仰ぐに至り、その支配が中国全土に及ぶのを助けた多数の漢人士大夫がいかなる活動を行い、いかなる意識を持っていたのか、ということはいぜんとして不明である。変革の時代を生きぬいた士大夫の、その代表者たる武臣の行動規範を覚えることを怠った場合、私たちは一七世紀中国の精神史に或る空白を残すのではあるまい。

筆者はこの観点にたち、従来の、士大夫の在るべき姿から作り上げられた武臣像を考察し直し、武臣の実在した像を得ようとする。論考順序としては、まず武臣の出現状況を振り返り（第一章）、次に武臣が官吏として残した仕事に焦点をあてる（第二章）。さらに、かれらの活動に対して清朝がいかなる待遇を与えたかを調べ（第三章）、最後に武臣の意識を、武臣の発言から探ることとする（第四章）。

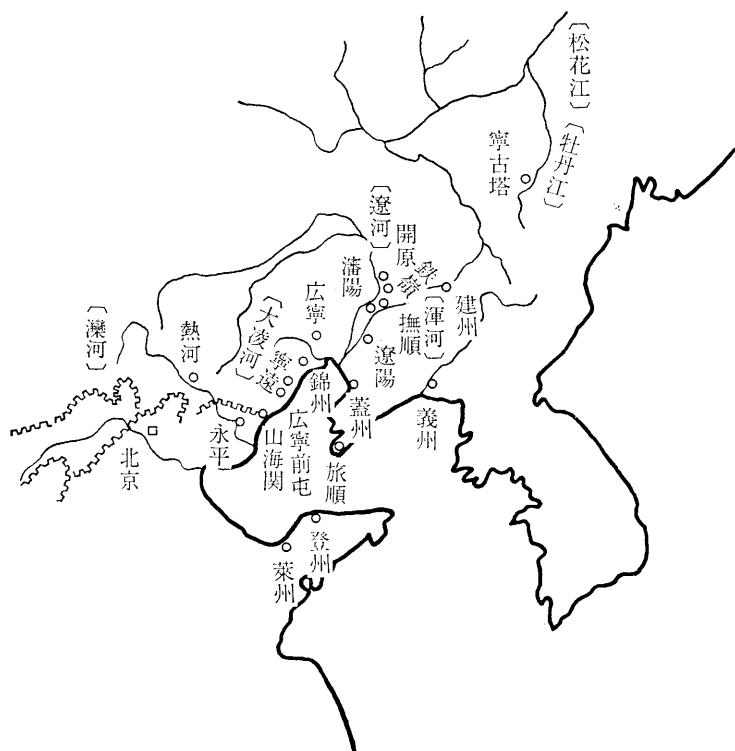
第一章 武臣出現の状況

満州族に降伏し、入関前の清に仕える最初の漢人は、山海關の外で明の北辺を守っていた武官である。明将が満人の降伏勧告に接した時期は、明朝がまだ瀕熟期にあつた一六一八年（万曆四六年）にまで遡ることができ、撫順遊擊〔官職はいずれも記述当時のもので、最高位ではない〕李永芳^⑩〔番号は『武臣傳』の順序による。文末附表の武臣略表を参照されたい〕が太祖努爾哈赤（一五五九—一六二六）から誘われたのを嚆矢とする。

翌一六一九年四月、瀋陽から出撃した明軍一〇余万が満州族に敗れると、江南の文人でこれより二六年後に清に降る錢謙益^⑪は「今春、王師が四路に分れて建州、夷を討つたが四道のうち三道は潰滅し、我軍の一僉事・二總兵が殺されて、中華の内外大いに震撼した」と嘆いたが実際、満州の軍勢は建州どころか遼河東岸の開原・鐵嶺を攻取してさらに南下しようとしていた〔地図参照〕。一六二一年、遼河と渾河の中間地・瀋陽、渾河南部の遼陽が陥落し、ここにはじめて武臣が出現した。さきに勧告を受けた李永芳が遼東巡撫王化貞（宵乾、乾山、一六三三）の懇請を振り切つて清軍の総兵官に就任したのである。次いで遼陽出身、しかも世襲職で明軍の遼陽定辺前衛にあたつていた祝世昌^⑫が一族三〇〇人をつれて降清した。天啓元年、清の天命六年である。

遼東の明軍内部では前出の王化貞と熊廷弼（飛伯、一五五九？—一六二五）が対立していた。状勢を樂觀していた王化貞は遼河左岸を蒙古軍で武装し、満人を朝鮮から攻めようとした。これに対し一六一〇年以前から遼東対策に苦慮していた熊廷弼は状勢不利と断じて地元防衛組織の強化をめざし、満人の血をひく佟ト年（觀瀾、幽憤先生、一六二五）らを優遇して登萊僉事に配置した。結局、熊廷弼をおさえて一六二一年指揮権を握った王化貞は一〇万の兵を率いて廣寧城を守り、中軍遊撃の孫得功^⑬らを西平堡の援軍に行かせたが到着前に西平堡は既に潰滅、平洋橋での激突で多数の明軍部将が戦死した。王化貞は廣寧での迎撃を決意し、孫得功・祖大寿^⑭を前鋒として守備を固めようとしたが、

降清の意を匿した孫得功^⑤は清に意を通じて置いてから広寧城に戻り、満兵が城に迫つていると告げたため城中は大混乱になった。一六二三年三月、王化貞の軍隊は広寧をすべて山海関になだれこみ、王化貞はもちろん、山海関を守っていた熊廷弼も明朝に逮捕された。



明朝首腦部ではこの敗戦の原因を遼東人の裏切りに擬す意見が有力で、大学士沈淮（銘績）、兵部尙書張鶴鳴（元平、一五五一—一六三五）、御史楊漣（文孺、大洪、一五七二—一六二五）らは熊廷弼に党邪誤國との攻撃を浴せた。これに對して、もはや党利のために勢力争いをする場合ではないと判断し、辺境の指導者たちを庇つたのは文官で後に武臣となつた人々であつた。刑科給事中沈維炳^⑥は、前記の朝官たちこそ、広寧失陷

を名目として、争つて私怨を晴らそうとしていると非難した⁽³⁾。また錢謙益は、士大夫たる者が戦場の軍師の苦衷も知らず、安全な地方に居て、辺境の敗勢を仮に哀告し、それによつて「禳夷」ができると考へることこそ恥づべきであると記している⁽⁴⁾。

遼東の半満半漢人が本当に満州族に通じる意向をもつていたかはあきらかでない。しかし熊廷弼は責任者として処刑され、最期まで潔白を叫んだ終ト年も自殺を命じられた。そして明朝のこの担当者敵罰主義は遼東の明軍世襲職の人々に、明側にいるかぎり殉死か死刑かの道しか残っていないことをひろく教えたのである。これに反して、清は明領内に向つて投降者の優遇をくり返して呼びかけた。じつさい、明の軍人が投清した場合、すくなくとも待遇は原官にひとしく、投誠そのものが叙功の対象となつた。明朝と満州陣営との待遇の差が、半漢半満人を満州族の方に押しやつたのである。

ただし、一〇年代にはまだ明軍にも巻き返しの気運があり、広寧の敗北を無駄にせず、再び山海关の外に根拠地を建設しようとする明官が出てきた。とくに進士出身でありながら軍務に強い孫承宗（稚鯉、愷陽、一五六三一一六三八）と袁崇煥（元素、自如、一五八四一一六三〇）のコンビは、外辺の補強こそ山海以南の安全を保証するとの見解に立ち寧遠・錦州から一時満人を撤退させるなどの軍事力を養つた。一六二六年（天啟六年）、袁崇煥が南部出身官僚の尽力で整備した火器を用いて寧遠を守つた戦いは唯一の明軍勝利として名高いし、一六三〇年には兵六万を率いた祖大寿^㉙がいつたん満州族に取られた永平、遵化、永平、遷安、灤州などを回復した。

しかし、明朝は最も頼りとすべきこれらの能吏の政治生命を自らの手で断ち切つた。魏忠憲一派の讒により孫承宗は兵部尙書を辞職、兵部尙書・太子太傅の袁崇煥は磔となつた。当時北京で工部尙書の任にあつた張鳳翔^㉚も、軍器

不備で下獄、流刑になつてゐる。

ついに一六三〇年、大凌河城を築城中の祖大寿^㉙らは満州軍勢に包囲された。一年以上も籠城を続ける祖大寿に清太宗からはしばしば降伏勧告の使者が訪れた。「姜桂（使者）が還つていうには、爾らは我が降伏者を殺そうとして招撫するのを恐れ、我「の勸告」に従わないのであると。我国の用兵は誅すべきは誅し、宥すべきは宥す。いつたん宥した者にはみな恩養を加える。爾らがまだこのことを聞かぬはずはない。私は「大凌河を」攻略できないのでも、長期駐屯ができないのでもない。ただ山海關以東の智勇の士がことごとくこの城に居ることを思うから「降伏を勧めるの」だ。爾らを殺したからとて我に何の利益となろうか。」⁽⁵⁾ 軍餉の尽きた一六三一年一一月二一日（旧一〇月二八日）祖大寿をはじめ三〇余名の部将が降伏に同意した。「武臣傳」の中では劉良臣^①・劉武元^⑭（遊擊）、孫定遠^②・張存仁^⑬・祖可法^⑯・鄧長春^㉗・祖沢洪^㉘（副將）らが該当する。この大凌河攻略を境にして明の武官たちは指揮者を失うか、または軍律に背いて戦列を離れはじめた。馬光遠^㉙（建昌參將）は永平で清軍に投じ、尙可喜^⑯（皮鹿島副將）は上官に殺されそうになつて清に款を納めた。孔有徳^③・耿仲明^㉚（二人とも毛文龍の部校）は登州で叛乱を起し尋ね者になつていたが一六三三年、各々六〇〇〇ないし七〇〇〇人の部下を連れて満人側に参じた。

一六三〇年代は錦州確保にむけての清の充実期であった。孔有徳らの降伏は清軍に火器をもたらし、数ヶ月後には軍事拠点の兵備を一新した。明軍（彼らは南朝と呼んだ）の戦術を心得ている武官武臣たちは、裏をかいた攻撃法を満人首脳部に上奏し⁽⁶⁾、また漢軍を組織して両翼を作り（三七年）、さらに四旗にわかれた（三八年）。一六三八年からの錦州・松山包撃では武臣が包囲戦の主柱となつた。

他方、明の陣営では吳三桂（一六二二一七八、四四年いつたん降清したが七三年叛ぎ逆臣となる）・洪承疇^⑯が北辺を守つ

て清軍と敵対していたが明領内では李自成・張獻忠に率いられた大規模な叛乱が起っていた。一六四一年、明の討伐軍は陝西・河南で叛乱軍に完敗した。とくに僅か三日の攻防で西安が陥落した後、明軍は孫承沢⁽¹⁵⁾の表現によれば「決裂し、收拾できぬ」状態に陥り、李自成の部下になる明官があらわれた。一六四二年、優勢な李自成軍が首都に迫ったため吳三桂が「撤寧援京」の指示を受けて寧遠から兵を引き挙げた直後、清軍は錦州を攻め松山城の洪承疇をも屈伏させた。⁽¹⁶⁾満州族は進士合格者で南部出身の明官洪承疇を難免させた上で側近にし、内政のあらゆる面で文官武臣の意見を利用するに至ったのである。⁽¹⁷⁾錦州攻取後、尙可喜の要請で漢軍（四旗）を八旗にした清軍は一六四三年中後所前屯衛をも取つたが、ここでも孔有徳⁽³⁾・張有仁⁽¹⁸⁾・尙可喜⁽¹⁹⁾・鄧長春⁽²⁰⁾・祖沢潤⁽²¹⁾・耿仲明⁽²²⁾・吳汝珍⁽²³⁾ら、大凌河の降将が鄭親王濟爾哈郎^(チルハラン)（一五九九—一六五五）の指揮下で活躍した。

崇禎末から順治初の数年間における武臣出現の状況は多様である。李自成・張獻忠等の叛乱勢力の優勢な地域に任官していた文武明官はまずこの勢力との対決をせまられ、敗れてその部下になつた者、反抗して李自成を倒そうとする者があつた。前者は明朝遺臣からも満人からも降賊の偽官と呼ばれ、のちに改めて清に降つてからも前歴としてマイナスになつた。山海関に迫った清軍を迎え入れ、その武力を借りて崇禎帝の怨を雪がんとする動きが出たのは後者からである。吳三桂らの武将が満州族に書を送つて李自成を協勦しようと呼びかけたのをはじめ、黄河以北各地で北京失陥の報を得た進士出身の行政官も次々に清に投降した。この場合、入閑前の如く満州族から降伏勧告がいくのではなく明官が降表を掲げてそれを清に差し出すという形式になつた。『世祖章皇帝実錄』には清軍への感謝と闖賊討伐への意欲を示した降表が多数収録されているが、原物に近いものとしては張縉彦⁽²⁴⁾（明兵部尚書）の『山中投掲⁽⁹⁾』があ

る。「詔を遵守して帰誠することをここに掲げます。感懷を吐露し、謹んで事に関する経過を述べて題事（投擲）に代えたいと思います。竊うに世運の変革はいつの世にもつきものです。その時臣下は、或いは死節を明らかにし、或いは生き残らえて国に報じ、或いは救援軍を得て復讐し、或いは西山の薇を守つて苦心しますが、すべて自分のまごころを尽し他に念じることはないのです。闖賊（李自成）は残酷をほしまゝにし君父（皇帝）に惨がおよびました。大清は兵を興し、義を掲げて兎悪犯を殲滅しました。すべて明朝の臣はこの大恩を蒙っています。先帝（崇禎帝）に仕えた者で大清に仕えない者は殆どありません。これは私と天地を共にする者すべてにいえることです」。⁽¹⁰⁾

張縉彦の如く、内乱鎮圧を担当して疲れ切ったあげく中国北部で投降した明官には、清の興師救明を説き、「明清一家」となつて中国の治安を復すことを期待していた人々もいたようである。たとえば大同総兵姜瓌（一六四九）（いったん武臣となつたが再度清に叛いて殺された・逆臣）は大同の衆心を服させるため明の宗室棗強王をたてようとした（睿親王多爾袞——幼少の順治帝を後見し、攝政王と呼ばれた、一六二一一六五〇、——に拒否する）し、唐虞（故明参将）⁽¹¹⁾は張獻忠の江南転戦を防ぐため江南に檄を出し、李自成協勦にならつて早く清との協力体制をつくるよう要請した。

しかし李自成らの叛乱軍が席捲しなかつた中国南部においては、満漢一体で闖賊を打倒するという一部の武臣の解釈、およびこの解釈に立脚した満州族の清朝正統王朝論は通用しなかつた。崇禎帝死去の報と共に南部の忠臣たちは南京を中心に明の宗室を擁立して明朝の回復を計ろうとしていたが、これらの士大夫にとって満州族は李自成たちと同じ逆賊であり、いやしむべき外夷なのであつた。当時、福王（朱由崧、一六四六）下で礼部尙書の黃道周（幻平、石齋、一五六一一六四六）は「光復」を願つて次のような詩を詠んだ。

醜夷寇掠幾時休 擾害民生二十秋
万歛之末建曾始反

豈有殘山容立馬 更無剩水蕩扁舟

君臣立志卑南宋 文武齊心勦北酋

人定勝天天降鑾 乾坤万里剋時收⁽¹²⁾

（傍点筆者）

醜夷の侵略はいつ止むのか、民の暮しをかき乱して二〇〇年（建州の蛮人の頭目が初めて叛いたのは万曆末）、亡国の山で馬を仁王立ちにできるのか、その上、亡国の河には平底舟を漕ぐところもないのだ、

君臣みな志をたて、南宋「のようになるの」を卑しみ、文武とも心を合せて北夷のかしらを討伐しよう、一致協力すれば運命に勝てることは天も御照覽、時勢に打ちかって天下を平定しよう。

一六四四年八月睿親王^{多爾袞}から、反滿運動の拠点揚州に送られた降伏勅告——闔賊李自成を倒すために来帰した吳三桂に做えという——を福王政権下の大学士史可法（憲之、一六四五）がはねつけた後、北京・南京の双方で互いを賊と呼ぶ状況が約一年続いたが、四五年四月、江北を平定した清軍が南下はじめた。清軍の南部征定の過程には、「滿漢同体」感はみじんもなく滿・漢のすさまじい対決があるばかりであった。

四五年五月、揚州が陥落し、史可法は軍前で斬殺された。六月八日、清軍は南京に達し、城内の趙之龍⁽⁵⁵⁾（忻城伯）、王鐸⁽⁶⁹⁾（内閣大學士）、梁雲構⁽⁷⁰⁾（兵部侍郎）、錢謙益⁽⁶⁷⁾（禮部尚書）らが迎降した。また沿途、劉良佐⁽⁵⁶⁾（廣昌伯）、張天祿⁽⁴⁵⁾・天福（總兵）、李成棟（廷貞、一六四九、いったん武臣、後叛き逆臣）（總兵）らの武官も來降した。六月には田雄⁽⁴²⁾・馬得功⁽⁵⁾（總兵）が福王を予親王多鐸（一六一四—一六四九）に獻じて投降し、翌年一二月鄭芝龍（飛黃、飛虹、一六

○四一（六六一・逆臣）も唐王政権を見限つて清軍に投じた。これらの南部武臣はいざれも歓迎されてただちに清官に列せられた。文官は朝廷に集められて内政に加わり、武官は、すでに満人の先兵として南人彈圧に來ていた長江以北の武臣と共に、反満運動鎮圧の任務を負つた。福王亡き後、福建、浙江で擁立された唐王（朱聿鍵、一六〇二—一六四六）、魯王（朱以海、一六一八—一六六二）を四五年一二月に追撃したのは田雄^⑭（杭州總兵官）・張存仁^⑮（浙江總督）であつたし、四六年四月に、前出の忠臣黃道周を捕えて斬殺したのは洪承疇^⑯（兵部尚書・大學士）、張天祿^⑰（徽寧池太提督）であつた。漢人でありながら漢人を殺し、同志を裏切った日から同志を消す武臣に対する明朝遺臣の憤りは強く、これが、史書における武臣の酷評につながつた。

ただし、かつての同僚が南部で抗戦し、虐殺されていくことを知り、複雑な表情をみせた武臣も多かつた。張縉彦^⑫は、清軍が李自成を殺した時には、崇禎帝の敵討ちと満人に拍手を送つたが、黃道周逮捕の報には助命嘆願書を出した。「私は安慶に到着し、撫臣李猶龍〔^⑯〕と勧めあつて剃髪しました。臣下は投誠に身を奉じた以上、何で髪膚を留めましようか。但し、心中そう思つていらないならば剃髪はやはり無益です。聞くところでは旧臣黃道周は大兵に捕えられたそうです。道周は先朝の詞臣で博識かつ誠意の人です。事を為して死ぬのにいまさら何の恨みがありましようか。但し、足下は既に江南を招撫されています。人心は正直です。もし一旦、道周を殺せば、どのようにして天下に風致を示すことができましようか。これこそ私が舌をおさえて語りえないことです。教われんことを疏によつて伏して乞います。私は難髪の後「の事態」を恐れるのです」。^{〔¹³〕}このように遺臣への愛憎は、とくに文官武臣に強く、武臣の意識（第四章で扱う）に大きな影響を与えたし、明臣意識を脱してない武臣の態度は、満人首脳部の警戒ひいては冷遇を招いた（第三章参照）のである。

以上、明末清初における武臣出現の経過から、武臣を次のグループに大別できよう〔文末の武臣略表参照〕。

1、入閔以前の清に降った武官

2、入閔後の清に降った武官

3、進士出身の文官

4、南部出身官僚（北部出身で明官として南部に任せられていた者を含む）

註

第一章

(1) 『武臣伝』一二巻、都城琉璃廠半松居士刊本。

(2) 「今年春王師分四道討建州夷、三道敗没、殺我一僉事二總兵、中外大震。……」錢謙益撰『牧齋初學集』一一〇巻、景上海涵芬樓藏崇禎一六年（一六四三年）刊本、四部叢刊集部所収、卷二七、五a（武林禳夷ノ事ヲ書ス）

(3) 『武臣伝』、前出、卷八、一〇a—b

(4) 「……為大夫士者、里居而抱韃場之憂、匍匐稽類、告哀于仏。其進而謀人之軍師邦邑又何如也。」『牧齋初學集』前出、卷二七、七a

(5) 「姜桂遺言、爾等恐我殺降、故招之、不從。夫我国用兵、宜誅者誅、宜宥者宥。既寬宥者、悉加恩養、爾等豈末之聞也。我非不能攻取、不能久駐。但思、山海關以東智勇之士尽在此城、若殺爾等於我何益。……」『武臣伝』、前出、卷五、五a

(6) 『天聰朝臣工奏議』、卷上・中・下、史料叢刊初編（羅振玉輯、一九二四年東方学会排印本）によれば、祝世昌²⁰は旅順攻略（一六三三年）の際、明から獲得した大砲三〇位を四位（瀋陽守城用）以外は明軍攻撃用にするよう要請、鮑承先²¹は蓋州に兵を進めるよう、また馬光遠²²は造砲局、火薬庫、砲手を充分に準備した上、水陸並行して山海關を攻めるよう上奏した。

(7) 洪承疇撰『經略洪承疇奏對筆記』二巻、光緒一六年（一八九〇年）与奏摺合刊本、二酉齋藏板、は用人、官制、通商、アヘン問題、籌邊策、天人一感說などを明快に説く洪承疇²³と満人首腦部との対話篇であり、満人が文官武臣を知識源として重視していたことを証明している。同じく『洪承疇草奏文冊彙輯』不分巻、民国二六年（一九三七年）、上海商務印書館排印本、は順

治年間における清朝の南部承摺政策の根本資料として著名。

(8) 『國史武臣伝表』一卷、乾隆五六六年(一七九一年)官撰、煙画東堂小品所収、によれば、『武臣伝』中の武臣で「從賊」と呼ばれたのは二八名で、六クラスに分けられた武臣のうち最下位に置かれた。「從賊」武臣の陳名夏⁵⁵・龔鼎孳⁵⁶らがいずれも尙書に陞り、孫可皇⁵⁷が義王の称号を得た如く、かれらの高位就任は実現したが、彈劾される際には「順逆」「罪臣」と呼ばれる不利がついてしまつた(例、魏裔介による「特糾陳請之非疏」一六五八年)。また、これらの武臣が他者を指弾する際、相手から「從賊」の過去を指摘されると、もはや追劫できなかつた。(例、龔鼎孳の馮鉉批判、『大清世祖章皇帝実錄』前出、卷二〇、八a—b)

(9) 張縉彥撰『依水園文集』、前集二卷、清刊本、卷二、八七a—八九b

(10) 「揭為遵 詔帰誠、有懷欲吐、謹述聯絡顛末、以求題事。竊以運際改革、何代無之。其時臣子、或一死明節、或留身以報國、或効秦庭之哭以復讐、或守西山之微以茹苦、總以自盡其心、不遑他念也。自闖賊肆虐、慘及君父。大清興兵拳義、用殲亂醜。凡明朝臣子食此大恩、鮮不以事先帝者事之、此職与普天率土所同者也。……」『依水園文集』、前出、卷二、八七a

(11) 『大清世祖章皇帝実錄』、前出、卷五、一三a—一四b

(12) 黃道周撰『黄石齋未刻稿』一卷、景旧鈔本、玄覽堂叢書続集所収、二八b—二九a

(13) 「……職至安慶、撫臣李猶龍相勸剃髮、夫臣子既已奉身投誠、豈在髡瘡哉。但中懷不達、削髮亦無益耳。適聞旧臣黃道周、被大兵所獲。道周為先朝詞臣、直亮博聞、為事而外、亦復何恨。但台臺既招撫江南、人心允孚、若殺一道周、何以風示天下、此職之所以摶舌而不敢語也。伏乞俯鑒疏救、職削髮恐後矣。」『依水園文集』、前出、卷二、九〇a—b

第一章 清官としての武臣

何を武臣の実績と見るか、この課題のとらえ方はいくつかある。まず清官となつた武臣の公人としての活動を評価する方法があげられる。次に、武臣となる以前の、明官としての活動を重視する方法もある。武臣の中には、東林党・復社を支持した過去を持つ人が多く、その政治思想的系譜は未だ明らかではない。そのほかに、武臣の公人としての

業績はさておき、かれらの読書人・文人としての著作活動を明末清初の文学あるいは思想の一側面としてとらえる方法もある。この章では、最初に挙げた、清官としての実績を問うこととに限定する。

だが困難はまだ残っている。武臣の活動は、清朝当局の要請にあう限りは歓迎され評価されたが、要請の枠を超えた場合は厳しく批判され逆に処罰の対象となつた。武臣の奏疏が皇帝（内至は摂政王）の怒りを招いたり、部院から反駁されたりした場合、これははたして武臣の業績といえるのだろうか。さらに困るのは献策が当局によって握りつぶされた場合である。当局の反応がなく、記録にも残らぬ場合、私たちは武臣の活動があつたことすら把握できないのである。

しかし、非難されたり、無視されたりした武臣の主張は、むしろ満人当局の冷遇のゆえに意味を持つという見解もまた成立しうるであろう。この見方からいえば武臣の業績とは、満人首脳部と対立しても自己の信念を主張する武臣の立脚点そのものなのである。

忘れてはならない武臣の業績としては、武臣が望まなかつたのに満人首脳部から命じられた仕事——明史編修、明崇禎帝碑文作成、入閣前の清朝皇帝実錄纂修など——がある。武臣の側に立てば業績どころか屈辱の仕事も多かつたであろう。

この章を進めるにあたつて筆者は、武臣がいかなる待遇に遭おうとも、また武臣がいかなる意識をもつて仕事をしたのであろうとも、それらは第三・第四章にゆずり、専ら、武臣が清朝下で実践した活動そのものを問うことにする。

武臣が武臣となつて行つた最初の仕事は何か。『大清世祖章皇帝実錄』や『順治元年内外官署奏疏』⁽¹⁾によると、武

臣はかつて自分の同僚や部下であつた明官を満人当局に推举し、より多くの武臣をつくり出すことによらず専心した。順治帝（福臨、一六三八—一六二）が幼少の為、摄政王として清朝に君臨した睿王多爾袞の下で輔佐役を勤めた漢人大学士洪承疇¹⁶・馮銓¹⁷が、行政の要は用人にありと説いたのをはじめ、順治元年だけでも、王鰲永⁴・宋權¹⁸・李鑑¹⁹・曹溶²⁰・金之俊²¹・沈維炳²²・吳維華²³・李若琳²⁴・駱養性²⁵・孫承沢²⁶・傅景星²⁷らが「人才疏薦」を行い、各自、数名から数十名の明官を清朝に推举した。満人も、国家建設に有用な人物を急ぎ登用するという方針を公表してこれらの奏疏を無条件に採用し、被薦者に対しても朝廷出頭の命令を出したのである。

武官の場合は文書による推挙は少なかつたが、上官が部将・一族を率いて投降するという、すでに明末の山海関以北で指摘された降清の形式が踏襲され、總兵官・副將（二品）以上に限つても三〇名以上の明将が清初の二年間に清軍に入官した。吳三桂（平西王）・孔有德¹⁶（恭順王）・尚可喜¹⁷（智順王）・耿仲明²⁸（懷德王）・沈志祥²⁹（統順公）らを軍事力の主柱とし、洪承疇（兵部尙書・大學士）を満人首腦部との連携役とする武官武臣群がほとんど揃つたのである。

疏薦と率衆投降により、こうして一六四四—四五五年に急速に増加した文武武臣のうち、第一・第二グループ（第一章末参照）の武官の殆どすべてと、第三・第四グループ中、地方官として転出した文官とが各地方に派遣されて明の残存勢力および流民の叛乱軍を鎮圧する任務を負つた。陝西總督孟喬芳¹¹、四川巡撫李國英¹⁸、山西巡撫祝世昌²⁰、浙江總督張存仁¹²、江寧巡撫王國寶²⁴らは、晩年まで激戦地で生命をすりへらして清朝の支配確立に寄与した人々である。実際これらの武官・地方官は重傷、重病以外の理由では戦列を離れることが許されず、とくに武官は王・公の称号を持つ吳三桂らでさえ殆ど北京に滞在することなく駐屯地から駐屯地に督戰を続けて順治年間を終えた。北部出

身者の多い第一グループの武官たちは戦場が南へ南へと移行したので部下共に慣れぬ気候に苦しみ次々に北還を奏請したが実現しないうちに劉良臣①（甘肅總兵）、孫定遠②（湖廣總督）、孔有德③（定南王）、郝効忠⑥（湖南右路總兵）、らが反満勢力との戦闘で死んだ。第二グループでも馬得功⑤（福建總督）、徐勇⑨（湖廣辰常總兵官）らが反満勢力に殺されたし、第三グループの王鰲永④（工部・戶部侍郎・銜招撫河南山東）、王正志⑦（兵部右侍郎）、徐一范⑧（大同左衛兵備道）もいすれも叛乱軍鎮圧中、任地で惨死した。

しかし北部出身の武臣たちはまだしも勝者の戦利を得ていた。彼らは異国の地にひとしい中国南部での現地調達をためらわず、略奪に近い方法で豊かな任地から軍餉を得ていた。⁽²⁾これに対しても第三、第四グループの文官は武力征圧によらず行政改善によって地方の治安を回復しようとした。南部出身者を中心とする文官武臣は、兵が民から掠奪し、百姓が荒地に飢えて土寇化する農村を憂い、雜髮令をはじめとする満州風俗の強制が反満運動を激化させることを恐れた。そこで経験ある旧官を地方政府に採用するほか、地方の青年に官途をひらくよう奏請した。⁽³⁾

ただしこうした行政面の発言によつてもとも大きな影響を満人首脳部に与えたのは、行政機構の中枢部に在つて全国の状況を総合的に把握していた京官武臣（次表に見られる如く、ほとんどが第三・第四グループの文官）である。一六四五年初（順治元年一二月）には早くも左記の武臣が登用され、一六四九年（順治五年）には漢人尙書の実現をみた。これらの京官武臣は順治年間を通じて満人京官と同数に近い員数を占め（次表を参照されたい）、行政、司法、経済、教育など各方面の専門家として、満人の武力統治が中国全土に与えた衝撃を緩和しようとした。朝廷勤務を命ぜられた文官武臣が当面した現実は、漢人の負担と犠牲の上に行われている軍事優先、満人優先の政治であつた。満漢一体のスローガンが漢人の幻にすぎないことは、江南の彈圧により実証済みであつたが、武臣は、

1649年（順治6年9月）

洪承疇 ^⑯	大學士
馮 銓 ^⑧	
宋 権 ^㉙	內翰林國史院 大學士
陳名夏 ^㉕	吏部尚書
謝啓光 ^㉚	戶部尚書
李若琳 ^㉗	禮部尚書
王 鐸 ^㉙	禮部尚書兼 內翰林弘文院學士
劉余佑 ^㉘	兵部尚書
党崇雅 ^㉚	刑部尚書
金之俊 ^㉚	工部尚書
徐起元 ^㉕	都察院左副都御史
張鳳翔 ^㉘	吏部左侍郎
戴明說 ^㉘	戶部左侍郎
趙京仕	戶部總督 倉場左侍郎
李化熙 ^㉛	兵部左侍郎
房化壯 ^㉖	刑部左侍郎
劉 昌 ^㉚	工部左侍郎
高爾儼 ^㉚	吏部右侍郎兼 內翰林秘書院侍讀學士
陳之遴 ^㉗	禮部右侍郎兼 內翰林秘書院侍讀學士
孫承沵 ^㉙	兵部右侍郎兼 內翰林秘書院侍讀學士
奮 渭	刑部右侍郎
李迎暉	工部右侍郎
張紹先	通政使司通政使

1645年（順治元年12月）

洪承疇 ^⑯	大學士
謝 陞 ^㉙	
馮 銓 ^⑧	
沈維炳 ^㉔	吏部侍郎
謝啓光 ^㉚	戶部侍郎
王公弼	
孫之獬 ^㉛	禮部侍郎
何端徵	
劉余佑 ^㉘	兵部侍郎
金之俊 ^㉚	
党崇雅 ^㉚	刑部侍郎
提 橋	
葉初春 ^㉚	工部侍郎
李化熙 ^㉛	
劉漢儒 ^㉗	副都御史
劉廷諫	僉都御史
李天經	通政使司通政使
李若琳 ^㉗	翰林院侍讀學士 管國子監祭酒事
胡世安 ^㉛	翰林院侍讀學士 掌院事
趙京仕	太僕寺卿
陳培基	順天府府丞
王鵬沖	錦衣衛掌印指揮
吳惟華 ^㉗	撤回山西總兵官
駱養性 ^㉚	左都督

就官するや否や直ちに漢人の無力を味わった。最高権力は大学士、部院等の機構の外にある満人の諸王（攝政王を頂点に輔政王・親王、郡王）に握られ、諸王の廷議の決定は、大学士を含む全漢人を拘束した。

武臣に課せられたこの政治状況の中で、司法上の満漢の不公平をなくすよう努力した第一人者は龔鼎孳⁽¹⁾である。彼は太常寺少卿、刑部右侍郎、都察院左都御史などを歴任して裁判がいかに満人中心に行われるかを見聞し、法制の改革を要求した。「……近頃、大小の刑獄の情況を見ますに衙門に書類が回送される際、多くは清字のみで漢字がありません。満人の同役諸臣は私心なく協力し、事件毎に私共「漢人」に照会をしますが、ほんのわずかな意見交換の後すぐに決着が下されてしまい、事件の顛末はあまり明らかにされませんし、底案も調査しようもありません。その上、重大な事件にいたっては清字から漢字に翻訳するものの、訊問の時、漢官が必ずしもまだ留意しないうちに、稿案はもう出来あがって罪名は決つてしまっているというしまつです。「私共が」傍から一語意見を述べたいと思つても、手おくれで、苦慮いたします。どうして、満官だけが苦労し、漢官だけが楽をしてよいものでしょうか。今後、一切の獄訟は必ずまず満漢司官が均等に訊問し、各自口述を明らかに衙門に呈示して再審を受け、こうして処分が決つた後に罪状にあてはめるか、釈放するようにすべきです。」（《慎刑七条疏》一六五三年）

龔鼎孳は満人が苦労し、漢人が樂をするといった婉曲な表現を用いてはいるが、その本心は満官が漢官の意見を聞くために裁定し、そのため冤罪に苦しむ漢人の多いことを訴えたのである。同じ年に、刑部左侍郎の衛周祚⁽²⁾は《刑獄五款》⁽³⁾で、未結囚のまゝ獄死する者が多いことと、布告の満文が読めぬため難民が土賊と誤られて逮捕されることを指摘している。京官武臣の視界には、司法上の欠陥に苦しむ漢人の姿と、それとは対照的に、建国の勇士としてねぎらいと土地とを受ける満人の高姿勢、さらにつの勢力を背景にして民を圧迫する旗下の私用（投充）の横暴とが重

なり映つていた。劉余佑⁽¹⁾（戸部尙書）は、墨勒根王（睿親王多爾袞の別名）が旗人に貧民の私役を許可したのが始まりで満人の庇護を得て「積奸無賴」となつた投充に対する地方官が手を拱いている実情を訴え、投充の禁止を懇請した（『請革投充疏』⁽⁶⁾一六五二年）。続いて王永吉⁽⁸⁾（戸部左侍郎）も、漢官は督撫ですら投充の脱税・土地占拠を摘発できず、国の法秩序自体が危くなることを上奏している。

司法制度の改訂によつて漢人を守るうとする京官は、その外にも大理寺卿房可壯⁽⁶⁾・魏琯⁽⁸⁾が六部・都察院での結審を大理寺で覆審する権限を大理寺に要求（一六四五年、五三年）、吏部右侍郎梁清標⁽¹⁰⁾が明律に倣つた立法を疏請（一六五五年）するなどねばり強い努力を続けた。

しかし武臣たちが漢人の生命を救うためにもつともしばしば用いたのは、満人首脳部に直接、寛恤を要求することで、それも大きな水害・干魃・地震などが起きた時の満人の動搖を見逃さずタイミングよく上疏した。「嚴刑によつて姦惡を防ぐことはできません、寛大なればこそ人心が得られます。」と順治元年に述べた龔鼎孳⁽¹¹⁾は一六四五年の天候不順を失政と民苦に対する天の怒りであると朝廷に反省を迫り、五三年の旱魃（江淮）、五四年の地震（首都圈）の際にも「民間疾苦」「小民之困」を慘せと奏疏した。⁽⁹⁾一六五一年当時、都察院左都御史をつとめていた房可壯⁽⁶⁾は、春先の冷害を天の警告とみて「欽恤之仁」を求めていた⁽¹⁰⁾し、一六五七年、吏部尙書王永吉⁽⁸⁾は立夏以来の日日照り続きに対し、寃罪の獄囚を釈放して刑獄を正し、「天心」に副うよう順治帝に求めた⁽¹¹⁾。

次に京官たちは軍事優先の政策が農民からの収奪によつて実施されている事實を指摘し、疲弊した農村がふくれ上がった駐屯兵の軍餉を支え切れぬことを訴えた。軍事費が苛酷な新税に転嫁されて民を苦しめ、その民が流民となり叛乱を起し、さらに膨大な軍事支出を要す、という悪循環は明末にすでに孫承澤（當時刑科都給事中のち武臣⁽¹²⁾）が指摘し

ており、満州族支配になつて後武臣が言い始めた問題ではない。加えて京官武臣たちは進士出身者とはいえ、崇禎年間を地方官として内乱鎮圧のために戦つた経験を有し、——贛州知県の龔鼎孳⁽¹²⁾、饒州推官の王永吉⁽¹³⁾、廬州知県の熊文粧⁽¹⁴⁾のよう——「守城の具として火器の性能が優れていなければ敵を破ることはできぬ」と「致用」(実効をあげること)を重視した実力者であつたから中国平定の大事業が巨費を要することは諒解すべきであつた。

しかし歳賦二〇〇〇万両(清朝発表の公式数字は徵銀三一二八万七千余両)のうち軍費は平時でも一三五〇万(六七・五%)を食いつぶすというのに、「地方でいったん急を告げる動きがあると大兵の支援を要請し、百姓の血を吸い骨を枯らす賦税でもつて〔眼前の急(地方鎮圧)のみを救おうとするさまは〕肉をえぐつて瘡を塞ぐようですのに、「ところが實際は」無用の辺兵を養つている〔のです〕」⁽¹⁵⁾と、すでに司法面で民苦救済に努めていた龔鼎孳は述べている。江南デルタ地域出身の王永吉は明代から、凶作と貪官にあえぐ農民の実状を記録して徵稅法の改訂に努め、降清によつて京官(大理寺卿、戸部侍郎)を歴任してからも前記の投充禁止のほか運河地帯の測量、治水について民累輕減のため上奏を続けてきたがついに一六五二年、「大兵・大疫・大旱・大水がみな百姓に集中し、災難の極にある上に緊急の軍費までが要求されます」⁽¹⁶⁾(《請採羣議以濟事艱疏》)と訴えた。彼はさらに、「六省十五鎮の軍費が七三五万両、現物支給を加えると八五〇万両(徵稅による歳入の四二%強)にのぼると指摘し、「清朝の兵は民の怨みを招いており、叛乱が起るのではないかと恐れます」⁽¹⁷⁾(《詳陳核餉清兵疏》)と奏している。軍官の収奪は江浙地方の商人にも及び「舗戸」としていつたん登録されると半永久的に日用品を調達させられた。江南で降清した後、兩淮塩運使、楊州兵備道、福建按察使などを歴任し都察院副都御史となつた周亮工⁽¹⁸⁾は舗戸の姓名冊籍を廃棄すべしと上奏している(《請禁苛派舗戸状》)。

武臣たちは漢人が受けている経済的圧迫を訴えると同時に、満人の経済政策に対して改善要求を出した。四川出身の柳寅東⁽⁵⁾（順天巡按）は一六四五（順治元年一二月）、満人が圈地を無制限に行うため、漢人の放牧・耕作が妨げられるとして述べ、満漢の土地区分を鮮明にしてほしいと摄政王に申し入れた。⁽¹⁹⁾また、一六四六年、金之俊⁽⁶⁰⁾（兵部右侍郎）は、「家が代々江南にある上、曾つて（明代）督糧道にも任せられ、漕務について親しく見ております」という前書を付けて、明代に做った運糧官制度と明朝兵船を応用した糧船確保とを主柱とした漕運振興策を述べたが、同年末には運輸にたずさわる満人官役が運送夫に対して法外な賄路を要求するのを禁止せよと釘をさすのも忘れず、満人首腦部も彼に同意している。陳之遴⁽⁷⁾（兵部尚書）にいたっては、上奏文に「節省財用」という一項をたて、満人に緊縮財政を要求した。「満洲兵民はもともと質樸を称賛し、奢侈を驕ることはありません、ただし、吉凶の諸事については、或いは前例を踏襲し、或いは厚情を用い過ぎて、浪費・窮乏することがなきにしもあらずです。どうぞ皇上には古に鑑み、現状をくみ、情を押えて礼に近づかれますよう。満州兵民が諸事制を典例と為すにあたって儉約に従うのを務とし、吉慶・宴会・贈物の如きは華美に過ぎぬようにし、敬礼・神祇・祭享で家業を傾けることのないようにし、葬送・孝行では珍貴なものを多く焚さぬよう、その他は推して知るべしです、どうか曉諭を加え、陋習と偏見を除いて下さい。」（『大道水計疏』一六五五年）

このように、専門知識を生かして各方面の献策を行つた京官武臣が施政全般の基本方針として最終的に満人首脳部に要求した事項は「納諫」（諫言を受け入れること）である。諫奏する漢人官吏に対して生殺与奪の権を握る満人に敢えてこの要求をつけたのは、自ら最も多く諫奏を敢行してきた龔鼎孳⁽⁴⁴⁾・王永吉⁽⁶⁵⁾らを中心に、陳之遴⁽⁷⁾・馮銓⁽⁸⁾・陳名夏⁽⁹⁵⁾らいすれも明朝進士合格者で清朝における大学士・尚書歴任の大官僚であり、武臣第四グループに属す

る人々がその殆どを占めていた。

龔鼎孳は「諫諍ノ路ヲ闢クベシ」と題して述べる。「古より君主は災いに遇えば懼れて必ず詔を下し、広く直言極諫の士を求めます。すべて意見上申の路は朝廷の耳目、公平な議論は国家の精氣であり、鉗をかけ鐸を備えて塞ぎつまるのを防ぎ下情に通じるので⁽²³⁾」。「諫諍の路を開くと臣が申しますのは、古代の帝王より己れをおき人に従つた舜王や、諫に従いもとることなかつた湯王の如く、皆広く聴いて矯正の成果を集めてこれを公けのものとしたことです。況んや災に遇つて求言したことは歴史に一度ならず記載されています。秦国の地（中国）は、山河險しく西北の奥地は内乱以来疫病絶えず、興安には匪賊が潜伏しています。その上地震、旱など天災が相次ぎ、その準備に関しても綿密とはいえず、湖南の逆賊はなお誅を逃れており、海上の遊魂はまだ武装解除していません。この国を富強にしよう

と望むなら奏言と人の道を兼ねて施政することです。もし立派な直言がなかつたらどうして救いに役立ちましょうか。皇上はどうか虚心坦懐に諫言を納められていつも寛大におゆるし下さい。……」⁽²⁴⁾（第七款ヲ明白ニ回奏スルノ疏）

直言が身の破滅を招くならば臣下は保身の為に沈黙を守るようになる。一六五七年一月一〇日（旧一〇月五日）、

王永吉⁽²⁵⁾が京師地震の後に出した疏はこの点を指摘する。「……臣が考えますに皇上の親政となつて以来、言を求められたことはすでに一度ではありません。今までお求めになつていますがやはり以前と同様、各々箇条書きに具奏せよといわれるにすぎません。しかし、お気にさわるのをびくびくする源が除かれねば直言敢諫の気は振り立たないでしょ。臣が愚考致しますのに、今まで直言によつて罪を得た諸臣についてはその原疏を取り調べて皇上の御覽に入るべきです。「皇上には」政務の暇に閲覧され、その議論が適切で辞意がきつぱりと正しければ、上は君主たるの徳に關わることから下は民生に裨益することまで、外は国境の安全をはかり内は政治の得失を指摘する、これらいづれ

の意見もその指示示すところをお察しになりますよう。他意のない「疏である」ことがわかつた場合はその多くは甚だいっこくなのですからやはり曲げて御寛恕になり、衷心よりお裁き下さって、「上疏した者」一、二を表彰し、故人ならばその子孫を官に採用し、生存者ならば罪を酌量して冤罪をすがせてやれば、きっと士氣はいちじるしく昂まり、かならず直言敢諫があり、皇上の、言を求め異変を止めるあつい御心に副うでしょう。⁽²⁵⁾

龔鼎孳、王永吉ともに諫言受けいれを要求したのは、現実に天災の起きた直後であり、「天人相感」を前提とし、天災を失政に対する天の「示儆」と説き、失政内容を訴えるという方法は、さきの恤刑要請の場合に限らず、武臣の常套手段であったといえる。満人当局にもたしかに天災への懼れはあり、王永吉がこの上奏を出すより早く、地震の翌日（一月四日）、に出た礼部への上諭は、「民生」の不安を生んだ失政への天の「儆戒」ではないかと述べているし、⁽²⁶⁾一般に、災害や宗室死去の後には恩赦令が出た。武臣の直訴法は、それゆえ、「民苦」を救うという一般論に止まるうちはたしかに容れられた。が、満人の権力承認に抵触する「諫言」である場合、はたして武臣の期待が満たされたのか、という点になるとはなはだ疑問であり、第三章でさらに詳細な検討を加えたい。

清官としての武臣は、以上の諸奏疏を見る限りでは満人のもたぬ、明官時代からの蓄積による、識見を活用して満人支配機構の中に入りこみ、満漢両民族間に緩衝地帯を作る役割を果した。とくに第三・四グループの文官は朝廷への積極的な提言によって満人統治の中に明代漢人政治の原型を持ち込み、漢人が異民族支配によつて受ける苦痛、違和感をやわらげようとしたかにみえる。武臣が漢人官吏であることがこうした異色ある活躍を可能にしたとすれば、他方、武臣が満人協力者であったことは彼らの漢人としての活動になんらかの制限を加えたのではないかという疑問

も出てこよう。漢人の困苦救済に努力した武臣はいつたいどの程度までそれを推進しようとしたのか。満人支配確立の為彼らが同胞漢人に打撃を与えたことはなかつたのか。彼らのいわゆる「良民」とはどの範囲の人々を示すのか。

こうした疑問をかかえて、武臣の奏疏をもう少し読みひろげてみよう。

一六五五年初に龔鼎孳⁽²⁸⁾は軍費増大によつてでなく有能な指揮官と将兵の訓練によつて南部沿岸地方の海防効果をあげるよう要請した疏の中で言う。「今春、海寇張名振は突如、崇明・鎮江等を侵犯し、まもなく帆を揚げて去りました。賊の跡は飄然としてたくらみは測り難いものがあります、秋冬にはもつとも荒れ狂いやすいことは去年の例で計れます、江海の險要な場所は必ず扼防しなくてはなりません。」（江海ノ防ヲ茲シミ、敵加責成ヲ乞ウルノ疏）翌年鄭成功（一六二〇—一六二）が福建の主要沿岸都市を陥ると、龔は「海賊鄭成功は皇上招徠の大恩をうけながら、招撫されると忽ち叛きました。今はその上、漳州泉州等の郡を破り、声勢は猖獗をきわめ、「蟠蠍のよう」身のほど知らずにも天子の軍に刃向っています。」と述べ、さらに一六四六年投降以来、武官武臣として同安侯に封ぜられている鄭芝龍（鄭成功の父）を鋭く批判した。「同安侯鄭芝龍は、……來帰して十年になりますが……芝龍の従僕諸人は絶えず往来し家と頻繁に通信しています。〔鄭芝龍は〕子を訓し心を改めさせることができぬに身をつつしんで罰を待とうともせず、殿中に出入してひそかに陛下に近づいています。子は海辺で挙兵し、父は都下で枕を高くしています。かくてはならじ、とは傍観者でも分ることです。」（海寇ハ讐禍ノ根ナルヲ密陳スルノ疏）

同年、王永吉⁽²⁹⁾（都察院左都御史）も鄭芝龍が「逆子成功」の書信一封を上呈した（五四年末）際、鄭父子について冷淡な感想を述べている。「……臣は鄭成功が家書の中で何事を言つたかは知りませんが鄭芝龍の奏疏について詳細に考えますと……鄭成功にもしまさ」）ころから撫に就くのならばひたすら武装解除し、法制を遵守し、報効にはげむべき

です。およそ地方の軍事機宜は悉く督撫の指図に従っていますのに、どうしてみだりに閩粵は自分の任地だといえるのでしょうか。その上どうして朝廷が浙海保全を委任するのを希望したりできるのでしょうか。「鄭成功は」氣傲り、望み高く、心勇ましく、大胆で、それを恃みにことをしでかそうとしているのはあきらかです。帰順する顔つきをしていても実は二心を抱いています。⁽³⁰⁾（閩浙防患ノ事宜ヲ密陳ス）呉偉業⁽⁴⁾は清官を二年で辞した江南太倉出身の文人であるが、彼もまた「……鄭成功、張名振はまるで鯨が奔り鰐が噛みつくのと同じく「海を暴れまわり」、舟を雲の如くに連ねて嘗つていったん南京を窺つたが、兵がやつて来ると逃去り、帰ると再度狡い謀りごとを逞しくする。」⁽³¹⁾（崇明平洋沙ニ海闊ヲ築クノ記）と嫌惡の言葉を記している。

鄭成功を中心とした沿岸の反滿勢力に苦汁を嘗めさせられた馬得功⁽⁵⁾・張存仁⁽¹²⁾・鄧長春⁽²³⁾・呉汝玠⁽²⁹⁾・田雄⁽⁴²⁾・張天祿⁽⁴⁵⁾・常進功⁽⁴⁶⁾・吳六奇⁽⁵⁰⁾・王之綱⁽⁹¹⁾ら、第一・第二グループの武官が淡淡とした奏報を寄せるに比して交戦経験を持たぬ京官武臣がかくも「海寇」に敵意を燃やすのはなぜか。また、同族引罪の弊を説き続けた王⁽⁶⁸⁾・龔⁽⁴⁴⁾ら司法専門家が、鄭一族に関しては親子共犯を主張し、同じ武臣仲間の鄭芝龍を告発し、「逆臣」へ追いやつてしまつたのはなぜか。

沿岸部の動搖は地方官のみならず京官にとつても引責事項となる可能性があり、海商、明の残軍、外国人が出没するのを職務上見過せなかつた点がまず考えられる。武臣が朝廷に密着し高位にあればあるほど、治安維持への志向を強めざるを得なかつたのである。福建出身の大学士洪承疇⁽¹⁶⁾は通商問題に精通していたが、順治帝への奏對ではやはり外国人との自由貿易に反対し、せいぜいバーチャー制を認めるという消極的な意向を示した。東シナ海を無台に東アジア諸国・ヨーロッパ植民地との密貿易で巨利を得た上、私兵數万を擁して清朝下の沿岸都市を攻略する鄭成功的勢

力を武臣が容認できないのは当然であった。

次に考えられるのが、安定した士大夫社会になかった下剋上の傾向と共に、混乱期をエネルギーにのりきる冒険商人あるいは流民の勢力に対して進士出身の武臣が反感を持っていたことである。この点に関する記録は「海寇」についてよりも李自成らの叛乱軍について残っている資料が多い。

「……鬪賊李自成は、馬夫賤人でありながら飢民を煽動して数省に流寇の禍をもたらし惨を至尊（崇禎帝）に及ぼした。天地はこのために怒り狂い、鬼神はこのためにしおび泣いている。しかるに彼はしたい放題、得意顔で王と称し帝と称して、斧鉞がその身に及ばんとしていることを知らぬ。」明末の兵部尙書張縉彦⁽³³⁾（第一章で彼が投満の際提出した降表をとりあげた）は、「討賊檄文」の冒題部にこのような一節を掲げた。張が「試みに詳しくその罪を挙げて天下に告ぐ」ところによれば、李自成は米脂の流民でありながら明主を殺し文武旧臣を虐待し、掠奪、暴逆のかぎりを尽している。三年間は免稅すると言つて百姓を、好遇すると言つて官吏をともにいつわり、勢力を伸張して年号、国号を僭称するに至つた、これらの罪惡は朱粲・黃巢⁽³⁴⁾の再来に匹敵する、というのである。また、龔鼎孳⁽³⁵⁾は清官辞退希望の中で、「……流寇は城を陥し「臣は」拷問にあい骨は折れ脛は断たれて一族もろとも井戸にとび込みましたが、住民に救われ、痛む傷をかかえて山谷に逃げのび、「そこで」殿下（睿親王）の義旗が醜類をいちはやく目指して来るのに逢いました。盜賊のあはれたのは一時のことで臣民はよろこんで煮え湯と烈火（戰禍）を離れました」と述べ彼自身が一時李自成下で北城巡視の地位にあつたことにはまったく触れていない。

「従賊」の経歴を持つ武臣のこうした李自成批判は、非士大夫階層に対する文官の不信感をいつそうよく示しているようにみえる。この不信感は、清朝になつた後、武臣達（李鑑⁽⁴⁰⁾・曹溶⁽⁴¹⁾・黃岡安⁽⁴²⁾・傅景星⁽⁴³⁾ら）が李自成に抗して

死んだ明官の忠節旌表を要求したこと——清軍に抗した明の忠臣については公的に表彰を求めることがなく、むしろ投降者の優遇を請うたにもかかわらず——によつても確めることができよう。内乱指導者や海商を「闘賊」と呼ぶことは、たしかに清朝の方針にかなうことであつたとはいへ、文官武臣がこれら新興エネルギーをはつきり敵視することは自分の住む士大夫世界の維持のために不可欠だつたのである。

ここから、武臣が守ろうとした漢人「良民」の範囲がおのずと明らかにならう。武臣は民が官僚士大夫の支配機構を支える限り、これに「良」の形容詞を冠せ、その限りでのみ満人文配の衝撃をできるだけやわらげようとしたのである。同時にこの点から武臣が秩序・治安維持の能吏として思想統制の側にまわつたことも説明できよう。第三・第四章で詳述する如く、武臣は在世中から清朝に明朝陋習の保持者として浮薄・軟弱な点を批判されたし死後彼らの著述は次々に異端視され禁書となつた。しかし、当時、武臣自身は清官として治安維持のために働いていることを疑わなかつたし、実際、孔子神碑を建て（国子監祭酒李若琳⁽³⁶⁾）、觀風碑を配し（茶馬巡撫許之漸）、民衆が公道に旗をたてたり、頌歌を帖るのを禁じ（福建按察使周亮工⁽³⁷⁾）、衙門官員の私交を禁止させ（礼部左侍郎孫之騤⁽³⁸⁾）るなど、体制の強化に協力していたのである。士大夫世界の枠内でしか生きる途を見出しえない武臣の体質を満人当局は巧みに把えていた。満人は、多くの武臣の嗣子に、「廢一子入監読書」「廢一子中書舍人」などの恩典を与えた大夫としての生活を保証する一方では、父親の武臣たちを使って、正統王朝としての清朝の権威を作りそれを士大夫に認めさせる為、官本を編纂させたのである。『太宗文皇帝実録』『太祖太宗聖訓』『校訂大清律』などがそれであり、また『明史』編修、『明宗禎碑』建立などは、北方から明朝を圧迫しつづけた満人にとつて歴史から都合の悪い部分を取り去り、明の滅亡原因を自壊作用に帰すために必要な仕事であつた。武臣にとつては快い任務であつたとは思われないが、彼らは默々と

して従つたのである。

註

第二章

(1) 朱希祖輯、『順治元年内外官署奏疏』一巻、民国二〇〇年（一九三一年）国立北京大学研究所国学門景印本。

(2) 土國寶^④（江南巡撫）は兵餉不足を訴えて増派を要求し、李國英^⑤（四川巡撫）は四川省成都の平定によってその地の収穫を軍餉にしようとした。順治前半、兵士には定給なく、そのため南部諸省は清軍の徵發に遭つて米価が暴騰し、饑饉は明末よりも甚しかつた。

(3) 一六四五年江南征定の直後、龍鼎孳^⑥、熊文挾^⑦らは、「學臣」「投順各官」の登用による文治をあいついで要請（『世祖章皇帝実錄』卷一六一、一七）し、劉漢儒^⑧も、南部出身者を巡按に起用するよう進言（同、卷一八）した。また、大學士の資格で江南招撫の任についた洪承疇^⑨は、経費を節約して、賊を——民をでなく——征圧することを用兵の要諦と述べた（『經略洪承疇奏對筆記』、前出、卷上、九b）。

(4) 「……近見大小獄情、回堂時多止有清字、而無漢字。在滿洲同堂諸臣、虛公共濟、事事与臣等參詳。然倉卒片言、是非立判。本末或未及深晰、底案亦無從備查。至於重大事情、又多從清字翻出漢字。當其訊鞫之頃、漢司官未必留心、迨藁案已成、罪名已定。雖欲旁贊一語、輒苦後時、是何滿司官之獨勞、而漢司官之独逸也。請自今以後、一切獄訟、必先從滿漢司官、公同質訊、各注明切口詞、呈堂複審、發落既定、或擬罪、或釈放。……」賀長齡輯、『皇朝經世文編』一二〇巻、卷九三、八b—九a

(5) 『皇清奏議』、前出、卷六、一五b—一七a、この上疏は『皇朝經世文編』卷九三、一四a—一五bに『清理庶獄五條疏』として収録された。

(6) 『皇清奏議』、卷五、二b—四a

(7) 『大清世祖章皇帝実錄』、前出、卷七〇、一九a—b

- (8) 「……夫嚴刑不足以防姦、而寬大固可以得衆。」《大清世祖章皇帝実錄》、前出、卷一、一〇b
- (9) 龔鼎孳《龔端毅公奏疏》八卷附一卷、光緒九年（一八八三年）一四世孫彥緒聽鑑書屋重刊本、卷二、九a—一二a、請行蠲
郵疏、三二a—三八b、因災變條上七事疏
- (10) 《大清世祖章皇帝実錄》、前出、卷六三、一四b（一六五二年四月二七日）
- (11) 同右、卷一〇九、一二b—一三b（一六五七年六月三日）
- (12) 孫承沵撰《學典》三〇卷、道光二年（一八二二年）葉志詵鈔本、卷二八、崇禎一二年（一六三九年）参照。孫承沵は銀庫
を巡視し、旧餉が四九七万兩弱であったのに、新餉（収増加達餉九一三万兩余、収增加練餉七三五万弱）が三倍以上に膨み、「小
民は力を竭して兵を養い、兵は餉を貪つて賊を玩ぶ」と兵部尙書楊嗣昌（一五八八—一六四一）の増税策を非難した。
- (13) 「守城之具、非銃炮堅利、無以破敵。」非儲蓄衆多、無以足緩急之用。……龔鼎孳撰、《龔端毅公滻川政譜》二卷、光緒七年
(一八八一年) 合肥龔氏重刊本宝謹堂藏板、卷一、予防、一六b 火器。
- (14) 一七世紀中期における「致用」は、漢和辞典に訳出されている「実用をそなえる」という意味よりはむしろ「実効をあげる」
という意味に用いられたと筆者は考える。「致用」は、一六二〇年代にめざましく活躍した「西洋派」（明朝補強のためヨーロッ
パの火器や諸科学を輸入しようとした官吏）のスローガンであった。（第四章註（33）参照）
- (15) 一曰、核武備之実。國家歲賦登於版曹者二千万、而諸路養兵之費則已多至一千三百五十万、餉既如此、宜兵足用、「乃地方一
有警急動、輒額請大兵、以百姓血尽髓枯之錢糧、剜肉補瘡、養無用之戍卒。」《龔端毅公奏疏》、前出、卷二、三六b—三七a
- (16) 「……大兵大疫大旱大水並集一時、以至急之軍需、問之於極災之百姓。……」《皇清奏議》前出、卷四、一六a
- (17) 為持重之說者必謂、「清兵招怨、恐生釁端、……」同右、一六b
- (18) 《皇朝經世文編》、前出、卷二三、吏政、一一a—一一b
- (19) 《大清世祖章皇帝実錄》、前出、卷一二、二b—三b

(20) 《皇清奏議》、前出、卷一、九b—一b、漕務八要

(21) 《大清世祖章皇帝實錄》、前出、卷一、四b（一六四四年一二月三日）

(22) 「滿州兵民素稱樸實、非有驕奢、但吉凶諸事、或循例相沿、或用情過厚、不無多費致奢。請皇上稽古酌今、裁情就礼、將滿州兵民諸事制為典例、務從儉約、如吉慶宴會幣物毋過豐華、敬禮神祇祭享毋傾家業、送終致孝珍貴毋多焚化、其余可以類推、須深加曉諭、除其習見。……」《皇清奏議》、前出、卷九、一四b

(23) 「自古人君遇災、而懼必下詔、広求直言極諫之士。凡以言路者、朝廷之耳目、公論者、國家之元氣、縣齋設鐸、所以防壅蔽、而通下情也。」《龔端毅公奏疏》、前出、卷二、三七b

(24) 「臣所謂闢諱諱之路者、蓋以自古帝王、如大舜之舍己從人、成湯之從諫弗咈、皆集糾繩之益、以広聽納之公。況遇災求言、載在往史、不一而足。秦地山河險固、西北奧地寇發以來、瘡痍甫息、而興安伏莽、又見震驚未雨、綱繆所閔不細至、湖南之逆孽尙爾逋誅、海上之遊魂未聞解甲。欲富強之、立奏与仁義、而兼施。不有讜言、何資補救。我皇上虛懷受諫、每每曲示優容。……」同右、四五b—四六a

(25) 「……臣思皇上親政之後、求言已非一次。今即再求、亦不過如往日、各具條陳爾。不除瞻顧忌諱之根、恐直言敢諫之氣、終未可鼓也。臣愚以為凡從前因言獲罪諸臣、宜查取原疏、悉進御覽、万幾之暇、詳加省閱、果有議論剴切、詞意抗爽、或上閔君德、或下裨民生、外而籌畫封疆安危、內而指陳政治得失、察其立言之指、既無他意、即中多激懲、亦必曲為寬恕、斷自宸衷、表彰一二、亡者錄其子孫、存者量予昭雪、將見士氣激昂、必有直言敢諫、以副皇上求言弭變之盛心者矣。」《大清世祖章皇帝實錄》、前出、卷一二二、五a—六a

(26) 《大清世祖章皇帝聖訓》六卷、康熙二六年（一六八七年）勅輯、乾隆四年（一七三九年）序刊本、卷一、儆戒、一六a—b

(27) 「今春、海寇張名振突犯崇明鎮江等處、未幾復揚帆而去。賊踪飄忽蓄謀叵測、秋冬之際、尤易狂逞、如去年已事可鑒也。江海險要等處、必須在在扼防。……」《龔端毅公奏疏》、前出、卷三、一a—b

なお、張名振（侯服、一一六五四）は魯王の部将（定西伯）で、舟山を根拠地として反清活動を行った。明朝野史では「忠臣」として記録されており、龔鼎孳³⁴⁾の「海寇」という表現は鎮压者清官としての武臣の立場を示すものとして印象深い。

(28) 「海賊鄭成功負皇上招徴之大恩、旋撫旋叛、今且攻破漳泉等郡、声勢猖獗、奮螳臂以抗王師。……」同右、卷三、二一 a

(29) 「同安侯鄭芝龍……來帰今十年、芝龍僕從諸人、往来不絕、家信頻通、既不能訓子革心、又不肯束身待罪、出入殿陛、密邇宸蹟。子弄兵於璫、而父高枕於都下、行路之人、知其不可。」同右、二二 b

(30) 「……臣不知鄭成功家書中所言何事、但就鄭芝龍奏疏、詳細思之、……鄭成功如果實心就撫、但當解甲投戈、遵守法度、勉圖報効。凡地方兵馬、機宜悉聽督撫調度。何得妄以閩粵為己任、又何得冀望朝廷委以保全浙海。氣傲志高心雄胆大、要挾顯然。雖貌為歸順、而实懷二心。」《皇清奏議》、前出、卷七、一〇 b 王永吉は、鄭成功が僭越にも福建・廣東地方における実権を清朝から委任されたかの如く述べていると非難し、妄想も甚しいときめつけているが、世祖実錄によれば满人首腦部は一六五三年以来、これらの地方を与えてでも鄭成功を招降したい意向を表明していた（卷七五、七 b、卷七八、三 b）。それゆえ、王永吉の疏は鄭成功に対しても不當に厳しく、かつ、鄭を武臣仲間に迎える気持が毛頭ないことを示したものといえる。

(31) 「……鄭成功張名振、鯨奔鷗喫、連艦如雲、嘗一闕金、焦兵至佚去、既帰狡謀再逞。……」吳偉業撰《梅村家藏稿》五八卷、詩補遺一卷文補遺一卷、景武進董氏新刊本、四部叢刊集部所收、卷四〇、四 a

(32) 《經略洪承疇奏對筆記》、前出、卷上、一四 b 一五 b

(33) 「……閩賊李自成、以馬夫賤人、鼓煽飢民、流禍數省、慘及至尊。天地為之震怒、鬼神為之飲泣、彼方恣肆得意、稱王稱帝、而不知斧鉞之將及其身也。……」《依水園文集》前出、卷二、八二 a 一 b

(34) 朱粲は野盜、黃巢は塩梶から次第に強力な軍事力をたくわえ、いずれも唐代に一時皇帝を僭称したが敗れて惨死した。

(35) 「……流寇陷城、夾攻慘毒、骨脛折断、閨門投井、為居民救甦、裹瘡扶傷逃命山谷、逢殿³⁶⁾下義旗、迅指醜類、宵奔一時、臣民欣離湯火。……」《順治元年内外官署奏疏》、前出、兵料給事中龔鼎孳謹乞恩允放疏

- (36) 『大清世祖章皇帝実録』、前出、によれば武臣は殉節の明臣として大学士、巡撫、地方官の名を列挙し、旌表を求めている。
- (37) 『大清世祖章皇帝実録』、同上、卷二三、一一a、卷二七、一四a、および陸寿名・韓訥輯『治安文獻』一〇卷、康熙三年
- (一六六四年) 序香草堂刊本、卷八、二一b—二三a、四二b
- (38) 『武臣伝』、前出、および『大清世祖章皇帝実録』、前出、によれば『武臣伝』中の武臣のうち、二〇名（ $\frac{1}{6}$ ）以上が一子入監の特典をうけている。

(39) 明史・明皇帝碑の編修命令を受けたのは、金之俊^{④0}・胡世安^{④1}・王鐸^{④2}・李若琳^{④3}ら、清史・清皇帝聖訓・大清律の編修命令を受けたのは、洪承疇^{④4}・王弘祚^{④5}・宋權^{④6}・金之後^{④7}・王鐸^{④8}・吳偉業^{④9}・馮銓^{④10}・衛周祚^{④11}らいすれも第三・第四グループの京官である。

第三章 满人王朝の武臣処遇

睿親王攝政時代（一六四四—五〇）から世祖順治帝（福臨、一六三八—一六六一）親政（一六五一—六一）に移って五年目、各地の叛乱もしだいに減り、清朝支配を受けぬ勢力としては、南部沿岸地方の鄭成功および雲貴地方で桂王を奉じる孫可望（五七年降清 義王に封ぜらる）^{⑧8}らの軍勢を残すのみとなつた一六五四年（順治二年）、宰輔大学士兼吏部尙書の陳名夏^{⑧9}が絞首刑に処せられた。

この事件は、満人支配下で漢人官僚としては最高の位置にまで登りつめた武臣がはじめて死刑宣告を受けたという衝撃的なものであった——じっさいこの事件に関する記録は大清世祖章皇帝実録（一六五四年）および世祖章皇帝聖訓の重要な部分を占めている——ばかりでなく、告発が賄賂や殺人、或いは誣告等の明確な犯罪によるものでなく漢官の反満感情や漢官相互の「結党營私」といった立証困難な点を表面に掲げておこなわれた、という事件内容の特殊性か

ら、さらにまた、この事件以降、当局による武臣糾弾が頻発し、しかもそれが陳名夏の例をひきあいに出しておこなわれた事実によつて知られる事件の影響力の大きさから、武臣の出現以来もつとも注目すべき事件の一つである。筆者は第三章を始めるにあたり、この事件を分析し、満人首脳部がこの強硬措置をとった原因を探りたい。さらに満人が陳名夏のみならず武臣群をいかに処遇したか、そしてその処遇が当局のいかなる武臣觀、漢人觀に基くかを知りたい。

陳名夏が罪を問われるに至つた端緒は、漢軍籍ながら一六五三年に満洲大学士を与えられた甯完我（万瀨、公甫、一六六五）が一六五四年四月一七日（旧三月一日）に行つた効奏である。これにより陳名夏はまず、薙髮・満州衣冠など漢人に義務付けられた満州風俗に反対したことを見出された。

「……〔陳名夏は〕我朝の薙髮を痛恨し、我国の衣冠を賤しみ、旧知の士紳を蠱惑して南部出身者の結党をよびかけ、公務をふれこんで私事を行い、禍心を藏して擾乱を首唱しています。そのことがどうして明白かといいますと、名夏はかつて臣（甯完我）に『天下の太平を求めるなら、私の考えでは二つのことを取り決めればそうなります』と謂いました。臣が何かを問いますと、名夏は帽子を推やり、首を撫でていいました。『留髪させて衣冠を〔日に〕復せば天下はすぐ太平になります。』臣は笑つていいました、『天下が太平になる、ならぬは、もっぱら薙髮する、しないということにかかるているわけではない、崇禎年間にはべつにまだ薙髮していたわけではないのに、何が國で国が滅ぶ羽目になつたのか。治政の要諦はただ法制を嚴正にすることにある。官に廉恥心をもたせ、郷紳に人を害わぬようにさせ、兵馬を多く強くすれば、民は心服し天下はしぜんに太平になる。』名夏は『仰せのとおりです、しかし、髪を留めて衣冠を復すのは第一の重要事です。』といいました。臣が思いますのにわが国人々（満州人）が明朝の一〇分の一にも匹敵しない「人數な」のに天下を統一できたのは、衣服が馬術・弓術に便利で、兵馬が屈強なためです。今、名夏

が寛衣博帶を欲し、清「の風俗」を明「の風俗」に変えようと欲するのは、わが国（清）を弱めようと計っているのです。⁽¹⁾

以上のように甯完我は、陳名夏の反満感情を証明できると主張し、次には、陳名夏の反満感情が表面化して結党營私の行動に発展したと指摘した。甯完我が結党營私の内容として列挙したのは、一、陣名夏が官吏達の拠出金によつて江寧に構えた邸で、その子陳掖臣は（父の権勢を借りて）満人をも面打する横暴をきわめ、蓄財を賄賂に頼つてゐる、二、陳名夏は、結縁関係にある人々——浙江道員史儒綱、吏科給事中魏象枢、——や私利に役立つ人々——吏科官員趙廷先、進士張天植——を昇任させ、彼らに便宜を計つた、三、公簿や上諭草稿の中で自分に不利な部分があれば勝手に抹改した、等の点である。

宰輔による宰輔のこの告発に対しても満人首脳部の反応は速く、勅命によりただちに内三院・九卿・科・道・詹事の合同調査が行われた。そして吏部衙門等から劾奏が事実という回答と、処罰として陳名夏の斬死・家産没収・妻子流徒（盛京）等の提案が出されると、貝勒以上の満人に大臣（滿漢）を加えた会議が開かれた。ここで求刑妥当との上疏が出ると、四月二七日（旧三月五日）順治帝は、陳名夏の絞首刑（斬より減刑）・家産分散・ただし妻子奴隸化は免除、という旨を与えた。旨の一週間後の四月四日（旧三月一八日）にはやくも順治帝が都察院科道等の官員に対して「陳名夏の姦惡を爾らはよく知りながら、これまで法を懼れて黙つていたのは、それだけですでに職務怠慢である。……今、陳名夏はすでに正法を経た。爾らには輕罰を与えていさかか懲戒を示す。」と諭しているところから、刑はすぐに執行されたと考えられる。

甯完我の効奏から死刑までの経過を見るかぎり、この事件はきわめて突発的で処分は一方的にすぎるように思われる。公然と奏疏によって難癖反対を表明した官吏もいた時代に風俗を明代に復する希望を同僚に洩らしたとしてもそれがただちに国家反逆罪として死刑をもたらすほどの行為であったのか。また、文武高官を問わず、有力者間の結縁を祝福する傾向があつた当時、陳名夏が数名の官と姻戚関係にあつたことをただちに「結党」と断定できたであろう。さらにまた、一万両を超える汚職が摘発されても高官に対しても革職が最大の罰であつた順治年間、数千両の「私利」を得たという告発が満人当局を驚かしたであろうか。すなわちこの効奏だけではどの点を取つても死罪に結びつくとはいえないるのである。

極刑は陳名夏個人に係わる特殊な事情によるのか、あるいは満人の取締りがにわかに厳しくなつたのか、この状況を明らかにするためにまず、一六五四年以前に陳名夏が朝廷でいかなる評価を（具体的には批判を）受けていたかを調べねばならない。

一六四五年に投誠、早くも三年後に吏部尙書（順治下初代の漢人尚書）に昇進し、一度も外転されることなく睿親王ドルゴンに重用されてきた陳名夏は、順治帝親政になつた年（一六五一年）にはじめて批判を受けた。効奏者は同じ文官武臣の張煊^⑬で、陳名夏より一五年も早く進士になつた（一六二八年）人であるが明代から評奏した咎で入獄・流刑を経験し、清官（地方官）になつてからも貪官を劾し続け、五一年春の御史甄別（洪承疇^⑯が首唱）で外調になつたばかりであった。『十罪兩不法』⁽⁵⁾の名で記録される張の効奏によれば、陳名夏は故睿親王に諂い、大学士洪承疇^⑮・馮銓^⑯と結託したほか、徐起元^⑰、陣之遴^⑯、孫之獬^⑱（故人）、傅景星^⑲、李元鼎^⑳らのために昇進、優卹などの便宜をはかつた反面、私利に結びつかぬ官吏龔鼎孳^㉑——しばしば馮銓^㉒を前朝の魏忠賢一派・東林党弾圧者として非難した

——らを降級するよう働いた、結党營私の中核人物というのであつた。しかしこの時は陳名夏は罰せられずに済んだ。当時一五才の順治帝は政務を翼親王^{アシカクニ}滿達海（一一六五二）に委ねて北辺の狩獵を行つており、評議には同僚吏部尙書譚泰（満州正黃旗人）の強力な陳名夏支持が有効であつた。かえつて効奏者張煊³⁶が誣告罪に問われ絞死に処せられた。

形勢は翌年になると変化する。譚泰が失脚し張煊は冤死と断ぜられ（二月）、陳名夏は洪承疇と共に和碩鄭親王・承沢親王・内院・刑部による再審理を受ける。洪承疇の嫌疑——陳名夏・陳之遴³⁷と火神廟で密議——は、御史甄別のためにいう洪承疇の供述に反証なく、また洪は福建に帰る母を旨を得ずにつたことを率直に認めて順治帝から許された。しかし陳名夏は「声をはげましていいはり、言葉をはぐらかし、詰問されて申し立てにつまると哭いて投誠の功を訴えた」、そこで順治帝は「名夏が次々に人をあざむく小人であることをはじめて知」³⁸り彼を革任した、と実録は伝えている。

この革任を含めて、陳名夏は張煊効奏以後三年間にじつに一〇回にもわたる弾劾を受ける。同じく五一年、彼は御史二人から効奏され、その効疏議覆を遅らせたかどで高爾儼³⁹（吏部右侍郎）、孫承沢⁴⁰（兵部右侍郎）、熊文挾⁴¹（吏部左侍郎）らが罰俸に処せられた。

翌五三年二月、黃臘李三という「一小民」が各衙門の官吏に勢力をはり巨富を得たことが発覚した。陳名夏は大学士の范文程（憲斗、一五九七—一六六六）、額色赫^{オーサーホ}（額色黒とも書く、満州鑲白旗人）、甯完我、洪承疇⁴²、陳之遴⁴³らと共に事前に告発しなかつたことを順治帝に難詰された。この時、甯完我らは終始無言であったが陳之遴は、「その事を訴へた場合皇上の睿明によつてすぐに正法が行われれば誠に善いのですが、もし死罪が宥められることにでもなりますと、訴奏した者は必ず裏でその仕返しを受けます。そのため畏れて言えないのです。」⁴⁴と回答し、皇帝からは大臣で

ありながら利害にびくびくして大悪を見過しそれで忠臣といえよかと叱責を受けた（二月一一日）。半月後（二月二七日）、順治帝が再びこの事件にふれると、陳名夏は、「李三が悪人とはいえ、御史一人でこれを治められます。臣等はかたじけなくも大臣になりましたが姦惡の摘発は臣の司どることではありません。その上、李三は手がかりを広く通じており、言いたした者に禍いが隨いてきます。一身のことを重んじるのはやはり人情の常です。」⁽⁸⁾と陳之遴の発言を認める立場をとつた。さらに陳名夏は、「李三はほんとうはたいした妨げにはなりません。官民がほんとうに畏れているのは、都城五方いたるところ、李三のような者にこと欠かず、今日一人の李三が裁かれても明日は別の李三が出てくることなのです。李三は各衙門の胥吏とひろく結託しており、そのために入みな彼を憚かるのです。要は抜本的な処置をとることです。人々が皆毅然として悪をまねようとしなくなれば、あの李三などどうして論ずるに足りましましょうか。」⁽⁹⁾と述べ、満人権力が陰に支持している小悪人を漢人高官が根絶することはできぬという悩みを表明している。なお、陳名夏はこの対話の中で「今、皇上が臣等を引見され、満漢は一体でさながら一家の父子のようです。今後は諸臣かならず心をあわせて国に報じ、もう「一身を」重んじることは致しません。」⁽¹⁰⁾と漢人官僚としての希望的観測を述べ、帝も直言をためらうなど応えている。

だが、それから一ヶ月もたたぬ三月八日（旧二月九日）、順治帝は陳名夏、洪承疇を含む大学士五人を前に、漢人官吏への不満を表明する。皇帝不興の直接理由は詹事府小詹事（四品）の李呈祥（吉津、木齋、崇禎進士）が部院衙門には満人ではなく漢人を任ずるよう要請したというのであった（李呈祥は滿官を譏った咎で盛京に流徙）。しかも、順治帝の発言——「……朕は滿漢を分けず、一体として心にかけてきたのに爾ら漢官はどうして逆に異心を抱くのか、もし筋を通して言うならば、まつさきに満州〔人〕を崇めてもとより然るべきだ、想えば爾等の多くは明季の臣であるためにこ

うした妄言をするのである。⁽¹¹⁾——は陳名夏ら武臣一般に向つてはじめて表明された満人優先思想にほかならず、前月の対話での「満漢一体」は漢官の幻想にすぎないことを陳名夏に思い知らせるものでもあった。

翌日（三月九日）、陳名夏は礼服一襲と白金一〇〇両を賜わっている。しかし孫承沢⁽¹⁶⁾（吏部左侍郎）が吏部尙書の欠員に陳名夏を推薦したことから順治帝は即日、文官の「相互結党」を警告する諭を出した。

次に陳名夏をまきこんだのは同じく三月に起きた任珍⁽²²⁾（武臣第二グループ）の事件であった。すでに一六五一年病氣解任となつて北京に帰っていた任珍が罪に問われたのは興安總兵官であつた頃の家人擅殺であり、その発覚が遅れたのが、京官とくに兵刑二部の汚職——任珍の贈賄により黙過——の故と判定されて騒ぎが広がつた。まず兵部侍郎李元鼎⁽¹⁸⁾が流徒五年・杖一〇〇・罰金、刑部尙書劉余佑⁽¹⁹⁾が革職・杖一〇〇・罰金を宣告された（三月二三日）。ひき続いて五月五日（旧四月九日）漢官二八人が事件不拡大の提議をしたとして、陳名夏（吏部寵職）を筆頭に陳之遴⁽²⁷⁾、金之俊⁽²⁰⁾、胡世安⁽²¹⁾、王永吉⁽²²⁾、劉昌⁽²⁴⁾、傅景星⁽¹⁷⁾、衛周允⁽²²⁾、徐起元⁽²⁵⁾、孫承沢⁽¹⁶⁾らが降級・罰俸の処分を受けた。⁽²⁶⁾この頃、陳名夏、陳之遴、李化熙⁽²¹⁾らがあいついで養親ないし帰葬を理由に暇乞いをしているのが注目される（帰省不許可）。

陳名夏が係わつた五三年最後の事件は、十月（旧八月）の世祖廢后である。順治帝は、現皇后が帝の幼少時に睿親王によつて配偶者と定められた「無能之人」であると言つて靜妃に降したが、馮銓⁽²²⁾、陳名夏⁽²⁵⁾、劉余佑⁽²⁶⁾、胡世安⁽²¹⁾らは、過失なき在位三年の皇后を廢するのは帝王の道に反すると強く批判した。結局、満人首腦部の会議で鄭親王濟爾哈朗らが順治帝の主張を全面的に受け入れて（一〇月二十五日）この事件は終つたが陳名夏ら漢官に対する満人皇帝の焦立ちはもはや解消できない点に達していた。

翌五四年二月二七日（旧正月一日）、順治帝は陳名夏と呂宮（長音、蒼忱、金門、一六〇三—一六四）に、「近年朕は漢官を恩顧を与えること満官より以上のものがある。そもそも満官は太祖、太宗の時から力をつくして征戦に従軍し、万死をのりこえた、まさに朕の優待を受けるべきだ。漢官はいったい功績があつて優待を受けているのか。既に朕の恩を受けているのだから、忠を尽くし恩返しを期すのみではないか。」「数年来、むなしく努めてきたが、思えば朕は愉快であつたためしがない。昇進すべき者が「順当に」昇進してすらも、恩返しを思わないのは悪いのに、昇進すべきでない者が抜躍され任用されてもさらさら恩返しを思わず、かえつて己の才の致すところだと謂うしまつだ。」と漢官全体への不満をつきつけ、三月二八日（旧二月二〇日）には内院に重臣を集め、「……人々を集めて会議をひらき衆議に及んだ時、多数が是とするのに一人だけ自分の意見に固執していたずらに論争するのはまさにすべきことではない。すでに多数が是とした以上、これに従うべきだ。もし常に勝とうとする気持があつて、あきらかに自分の非を知りながら言い張るのは、たんに政事の妨げとなるのみならず、国家の体面をけがすものもある。早速びしく改めるべきだ。」と強弁をやめるように命じた。

しかしこの席で最後まで発言の自由を貫こうとしたのは陳名夏と馮銓であった。一人とも、誤りをおそれぬ直言こそが臣下の道であるという信念を披瀝した。陳名夏は「上諭を承わり、小事でも、こまかに戒めつづしんでおりまつ、大事に遇えばどうして御心を知つて改めようとしていられましよう。」と直言が「国体」をけがすものではないことを明言し、馮銓にいたつては、「およそ、まちがつて論争する者は、非を自分で知らぬから「論じるのに」ほかなりません。非を知ついたら、どうして論争などするでしょうか。」と述べ、順治帝の論理矛盾を痛烈に衝いている。こうなると権力者に残るのはもはや強権発動の警告のみである。順治帝はこの二人に「……もし意のまゝにみだり

な行為をし、重罪を犯すことでもあれば、朕は許そうとしても國法が大目に見てくれぬぞ。」と告げ、列席の滿臣たちはかしこまつてそれを聞いた。これが陳名夏に与えられた最後の発言機會であった。二日後、この章の冒頭に掲げた甯完我の効奏が出たのである。

以上、陳名夏効奏までの経過を追つたことにより、少くとも一つの事が判明した。一つは、甯完我の効奏の両ポイント（結党營私・反満感情）のうち、前者は、内容的には既に一六五一年以来蒸し返され尽した議論であること、もう一つは、反満感情という漠然たることを甯完我が言い出すまでもなく、満人首腦部は直言を憚らぬ陳名夏ら漢人官吏群に僻易し、「反漢感情」とでもいべき焦立ちを持つていたことである。しかもこの焦立ちは、年とともにつのる一方で、五四年の春には最悪の状態にきていた。したがつて甯完我の効奏が出た時には首腦部は効奏の正否を検討するといった状況を超えてしまつており、このうるさい漢人官吏の頭領の口を永久に封じる準備を完了していたといえるのである。

だが、それでは第二章で武臣の実績として私たちが挙げた内政各面の献策、さらに「納諫」要求とは、じつは満人にとって施政上のおそるべき妨害に過ぎなかつたことになる。そもそも満人首腦部が武臣を側近とし、部院の尙書に任じ、会試・殿試等の考試官を命じ、法制・官制・賦役等の専門書を編纂させたのは、漢人官吏の「直言」に期待した証拠ではないのか。この矛盾を前に、私たちは、陳名夏がかくも多くの彈劾にさらされた、その過程はたどり得たが、彼の諫言の封殺された原因が個人の特殊な事情によるものか、という最初の問い合わせにまだ答えていないことをあ

らためて痛感させられる。

陳名夏は漢人官吏としてどの点で不適格とみなされたのか。いいかえれば満人首脳部が武臣の活動を、貢献あるいは妨害と判別し評価した規準とはいつたまでもあつたか。この点を鮮明にしなければならないのである。従つて私たちは、満人朝廷の武臣待遇を、陳名夏からさらに複数の武臣へと対象をひろげて考察せねばならない。陳名夏処刑までの経過にひき続き、事件以後の京官の動きを追求しよう。さらに地方官・武官に対する清朝の待遇をも検討する必要があろう。

陳名夏処刑後、順治帝はたてつづけに彼に関する上諭を出して臣下を戒める。五月四日（旧三月一八日）、都察院科道諸臣への上諭は、「陳名夏の姦惡を爾等は明らかに知りながら、これまで法を懼れて言わなかつたのはそれだけで職務怠慢である。面責すれば、風聞はありますが実証を得ていません、と皆がいう。朕は深宮に居て且つなお洞察するのに爾ら耳目の職にありながら何も見聞せぬとは何とボカソとしているのだ。明らかに知つていてることを言わず、さそいあって欺きかくしているのだ。國のため、君のため、臣下の忠愛の道が、このようなことでよいのか。今陳名夏はすでに正法を経た、爾らには軽罰を加えて懲戒を示すこととする。」⁽¹⁹⁾さらに五月一九日（旧四月一四日）には同じく都察院諸臣に対し、「朕は近日言官糾參の章疏を見ると、みな陳名夏とかかわりがある、或る者は名夏の親戚といい、或る者は名夏の党人という、このようにごいたごたとしていては朝廷にはまるで善人がいないようだ。爾ら言官はいま既に正しい意見をもつてゐるが、なぜ陳名夏の悪が発覚する前に言わなかつたのか。」⁽²⁰⁾この二つの上諭によれば、一六五四年当時、満人当局が都察院の漢人官吏に「言を求める」場合、順治初期〔睿親王執政期〕におけるような政

治への提言ではなく、漢人仲間の有力者を告発する声を求めていたと言ふことが出来よう。この点で世祖親政は、睿親王が漢人間の告発を明の陋習としていましめたのと対照的に、むしろ漢人を内部抗争させることで陳名夏のような大官僚の力を削いでいく方針を採つたのである。それ故、これらの上諭は一見、陳名夏事件再発を防ぐ目的で出されたかに見えるが、次々に起る京官武臣弾劾の前ぶれのような役を果した。

この年の九月、魏琯(88)（督捕侍郎）——順治初から恤刑を要求した京官の一人——が逃人隠匿の嫌疑で盛京へ流徙になると、大学士王永吉(68)（第二章参照）が魏琯に協力した廉で満人諸王大臣に告発された。九月二十八日の旨は、「王永吉は破格の抜擢で「朝廷の」枢密に任命された、ひたすら忠勤をはげんで国のためにつくし恩返しをとなえるべきである、「しかるに」過日、諸王大臣が呂煌の一件について会議し事件の内情を詰問した、すると「王永吉は」威張り憤怒し、まつたくおとなしくやまい慎しむ気持がない、どうして陳名夏の旧態をまねようとしていないといえようか。」と、陳名夏を引きあいに出して王永吉を断罪している（王永吉の処分は降一級・罰俸六ヶ月）⁽²¹⁾。

王永吉と共に満漢の不公平をなくす努力をし、「納諫」を要求していた龔鼎孳(44)も翌年（一六五五年二月）吏部への上諭で「朕が大理寺の覆奏する本章を見る毎に龔鼎孳は往々異議を唱えている。事が滿州「人」に係わる場合には満官の議と同一であり重く律するのに賛成する。「ところが」事が漢人に係わるとたいていべつの提議をし、法令を曲げて寛やかにする、はたして「龔鼎孳は」公事に関して國のために忠勤しているといえるのか」と非難され、直ちに「……臣は刑部侍郎より御史職を歴任しておりますが大理寺の重要案件に遇う毎に、満人・漢人を問わず犯人の罪情をくり返し推しはかり、「犯人を」生かそうとします。それができないとなつた後、死刑にします。もしわざか一すじでもあわれみ疑うべきところがあれば、異議ある者はその各々が判決についての評語を提出するという規定に必ず従

つて別の一議を出して皇上の御裁きを願い上げるのです。これまで満漢を分けて考える心など有りえなかつたことは臣の役所の同僚の滿州諸臣全員に問うて頂け「ればわかります。」と回疏したにもかかわらず上林苑監蕃育署丞（八品）に格下げされて広東に遷された。

龔鼎孳よりもいゝ悲惨な扱いを受けたのは陳之遴⁽⁷⁾であった。一六五一年以来しばしば陳名夏とともに彈劾されてきた（張煊勅奏、黃麟李三事件、任珍引罪）この浙江海寧出身の大学士は、一六五六六年三月二二日（旧二月二七日）順治帝が南苑に四品以上の漢人京官を集めた席上で、「朋党」の首領と名指しで非難を受けた。しかもこの時帝は都察院左副都御史魏裔介（石生、貞庵、崑林、一六一六一八六、一六四七年進士）に向つて「[爾らは]」さきに、陳名夏の姦惡を明らかに知りながら皆その威を畏れて摘發しようとしたが、今爾らは自らを愧じないでいられるのか。爾らは専門職を既に有しながら、決して一言もしないか、または言つても直言ではない。朕が爾らを言官（意見を上申する諫官）に任用しても何の益にならうか。……⁽²⁴⁾と漢人の告発を促し、列席者全員に対して「今人の多くは朋党を結んでいるが、その結党的意図はお互に後援しあつて富貴を求めるのみである。もしそうであれば損があつて益はない。……もし党を結成して誅戮された場合、誰が助け得るのか。すなわち陳名夏が誅され、龔鼎孳が左遷された時、その党の者でこれを救おうとした者が一人でもあつただろうか。あるいはその罪過を分ち受けた者があらうか。……⁽²⁵⁾と叱責した。

魏裔介が陳之遴の勅奏に踏み切ったのはその翌々日（三月二十四日）であった。皇上詰問の際陳之遴が結党的ことに触れず弁解として非学淺才のみを称し、且つ同郷の凡才沈令式（安肅知縣）を胡世安⁽⁶⁾（礼部尙書）に推举して知府にさせたことが告発理由である。統いて三月二八日（旧三月三日）陳之遴は、南寢での皇帝の叱責にもかかわらず謹慎もせず翌日宮寺を遊び歩いていたと給事中王禎に勅奏され、三月三〇日（旧三月五日）には先の沈令式推举に際しての胡世

安との結託を再び広東道監察御史焦毓瑞に指摘された。⁽²⁶⁾ 吏部がこれらの効疏の正当性を認めた後、陳之遴は原官のまゝ盛京に送られることとなつた（一六五六年四月一〇日）。彼は同年末にいつたん帰京を許されたが五八年再び内監吳良輔の贈賄事件に関係ありと吏部に断定され、革職の上その一族全員が盛京に流徙となつた（当地で死亡）。

京官武臣の彈劾事件として順治年間の最後を刻すものは大学士劉正宗⁽²⁷⁾の罷免である。劉正宗は一六四九年以来順治帝の側近として疏講・殿試読卷・明通鑑編纂などを勤めていたが五八年よりしばしば引退を願つて許されぬまゝ、五九年三月二八日（旧三月六日）順治帝から「今観るに〔劉正宗は〕その度量が狭く、気性は尊大で、持論は偏り曲つて、事の処理は謬る、詩文によつて名譽を求め喜ぶだけで大臣の道を顧みない。……さきに陳名夏・陳之遴はたゞたゞ、誠諭を経て、「朕は」その自省を望んだのだが聞き入れず悔い改め、出直すこともせず、國法に卒した。朕の厚恩を受けて正宗は今本来ならば重く処し懲戒を示すべきである。……」と叱責され、この時は辛くも許されたが翌年左都御史魏裔介及び李振宜（滄葦、一六三〇—）をはじめとする浙江・陝西・湖廣の三御史の集中攻撃を浴び、結局、「詩友」張縉彥⁽²⁸⁾との「交結党類」を理由に革職、詰命を追奪された。

以上、他の武臣京官に対する満人皇帝の待遇を概観すると二つの事実につきあたる。一つは、皇帝が一人の武臣を失脚させる毎に陳名夏の例を引用（前出諭旨の傍点参照）しておりこの事件の影が順治帝親政を常に覆つてゐること、もう一つは、皇帝が罰した武臣の名は第二章において積極的に満人に直言を受け入れる基本体制（納諫）を要求した人名と一致していることである。

果してこれは偶然なのか、あるいはこの一致点をとりあげて、武臣の果敢な当局批判こそが武臣待遇の決定規準になつたと推論することができるのか。

私たちが繰り返し問うてきた武臣評価の分岐点を求めるにあたって重要な条件は満人首脳部が漢人官吏（順治年間、武臣はその頂点に在った）をいかに観ていたか、という満人の意識そのものであろう。

順治帝の遺詔（一六六一年二月公表）には次のような一節がある。

「満州諸臣には、何代も忠を尽した者あり、また多年尽力した者あり、彼らに委託してすべてその計略を用いるべきであったのに、朕は信任を与えることができず、才能ある者を伸ばしてやらなかつた。その上、朕は、明の滅亡が主に文臣偏重によるものであつたことを戒めとせず漢官を任用した。すなわち、部院の印信を往々漢官に管掌させ、満臣に責任感をなくさせ、気持を怠惰にさせてしまつた。これは朕の罪の一つである」⁽²⁸⁾

建国の功績者が満人であり漢人任官は功績なき者に与える過分の恩恵であるという認識は、しかし、順治帝が遺詔で反省したほど皇帝親政に欠けていたわけではなかつた。一六五四年五月九日（陳名夏処刑の約一〇日後）の上諭は「太祖・太宗が大業を創始し、開基して諸国を征服したのも、朕が入関・討賊し暴逆をとり除き民を救い、中原を平定して四海を統一したのも悉く満州〔人〕の兵力のおかげである、〔満州人は〕功を最も多く立て、實に甚しい労苦をしてきた。……」と満人を称えている。そして対照的に漢人諸臣に対しては「朕にもしかたよつた考えがあれば当然満州〔人〕を庇護するはずだ、今爾らを満州〔人〕よりも愛護しているのは、朕が一体だと見てからなのに爾らは一心を抱いている。朕は旧知として〔爾らを〕遇しているのに爾らははじめて知りあつた者のように猜疑する。朕は同じ徳をもとうと期すのに爾らは異つた念を懷いている」⁽³⁰⁾（五四年一〇月一二日）と「報功」の意が足らぬことを責めている。この叱責は順治帝が五三年三月八日に陳名夏ら大学士に、また、五四年二月二七日に陳名夏と呂宮にそれぞれ与えた前

出の上諭と同じ内容をもち、一六五三年以降、当局が満人、民族主義をひろく漢臣一般に対して誇示していたことを証明している。

上諭に表われている、この満人優先の傾向を制度的に裏付けるのが親政開始（一六五一年）以後強化された満人習俗の復活である。まず、武官式臣に対する明代になかった満州世襲職を受けた（一六五年六月）。これによつて、たとえば浙江提督田雄^{④2}は一等精奇尼哈番、夔州總兵官盧光祖^{④3}は二等阿達哈哈番となつた。一六五三年三月二一八日（旧二月二九日）の礼部に対する上諭は「……近ごる漢官などの冠服様式を見ると袖口が寛かで、たいてい制度を守つていな⁽³¹⁾い」と満州式冠服の励行を命じたし、翌年七月二三日（旧六月九日）、満人宗室の子弟には、漢籍でなく「満書」を専習するよう命じている。さらに五八年には、中国の伝統的な官制呼称すべてに満字を並用することとなる。これによつて内閣は多爾吉衛門、翰林院は筆帖墨門、尚書は阿里哈昂邦、侍郎は阿思哈尼昂邦などと記される。

この満人優先主義は、八旗牛录⁽³²⁾への上諭（五六六年八月二日）に「朕が思うに満州官民人等は攻戦と勤労によって〔建国の〕大業成就をたすけた。……」とある如く、一種の尚武主義、武人優先の傾向を含んでいた。漢人のうちで、この条件を満たし得たのはわずかに前線に居た武官ないし地方官のみであつた。前出の陳名夏への上諭（五四年二月二七日）の一節「朕はさきに総督孟喬芳^①が病死したと聞き、深く憂い悼み、涙を禁じ得なかつた。喬芳は朕と姻戚であるはずはない「のに悼むのは」、ただ「喬芳が」國の為、忠勤をあげみ功勞があるからだ。」は、一六三〇年に降清し、順治年間の前半陝西總督として鎮圧に当たつた『武臣伝』第一番目の武官を忠臣の典型として称えたものであつた。順治帝はこの場合、孟喬芳を例にひいているが、清朝で後に最も高い評価を受ける式臣は、このように致仕後病死というケースの武官ではなく、反満勢力を鎮圧中戦死した式臣（第二章参照）九名であつた。また、入關以前の清に降つ

た第一グループの武官が、時に満人首脳部の作戦に叛いたにもかかわらず、処刑はむろん革職された者が一人もいなかつたという事実も、武臣全体の異常に高い革職率の中で注目されるべきである。

親政下で強大となり、漢人に牙をむき始めたかにみえる満人優先的思考が、ただ武臣のみならず、清代に育った若い漢人をも容赦なく葬つたのはむしろ当然のことであった。武臣の注目を集めた給事中季開生（天中、冠月、一六二七—五九）の流刑（尙陽堡）——乾清宮落成に際して満人首脳部が家具調度を江南から徵發しようとし、江南出身の季開生が諫めた事件——はその一例で、清朝の下で育つた漢臣⁽³⁴⁾であつても、いつたん満人を批判する側にまわれば重罪が待ち構えていたのである。相次ぐ漢官弾圧の中で一六五八年六月、四川道監察御史李森先（琳枝、崇禎進士）は、「一度懲罰をうければ永久に流徒、入獄というのでは皆互いに直言を戒めあうようになります」⁽³⁵⁾と、季開生・李呈祥（前出）、魏琯⁽³⁶⁾ら諫言で罰せられた諸臣を赦すよう上奏したが効果なく李森先自身が流徒に処せられた。

私たちはいまや、冒頭に掲げた陳名夏事件がけつして陳名夏自身の特殊な事情によるものでなく、満人民族主義が強化される過程でどの漢人官吏にも起こり得たはずの一事件である、と断言してよいであろう。たまたま陳名夏が最初の高官犠牲者になつたのは、当時、まだ若い漢臣は高位に就いておらず武臣が漢人としては最も権力に近い存在だったこと、そして、陳名夏が武臣の代表的人物の一人であつたこと、によるほかない。順治年間は、まだ禁書事件が起るにはあまりに動乱の時代であった。劉正宗⁽³⁷⁾張縉彦⁽³⁸⁾らの文人武臣に対する警戒は順治末に表面化したが、南部諸省での著作活動を規制する動きはまだ出なかつた。清官となつた多数の無名の武臣が地方文化を支えていたし、満官はよほど漢人と接触ある者でない限り、漢文の内容に立ち入る知識がなかつた。漢文を解さぬ満人が満文のみで裁判し龔鼎孳⁽³⁹⁾たちを悔やしがらせた、あの言語の壁は、この点では武臣を救つたとも言えよう。

但し、満人権力の中枢部たる朝廷において、すでに禁言は始っていたのである。

註

第三章

(1) 臣思陳名夏「……痛恨我朝雜髮、鄙陋我国衣冠、蠱惑故紳、号召南黨、布假局以行私、藏禍心而倡亂。何以明其然也。名夏曾謂臣曰、要天下太平、只依我一両事、立就太平。臣問何事。名夏推帽摩其首云、只須留頭髮、復衣冠、天下即太平矣。臣笑曰、天下太平不太平、不專在雜頭不雜頭。崇禎年間、竝未雜頭、因何至於亡國。為治之要、惟在法度嚴明、使官有廉恥、鄉紳不害人、兵馬衆強、民心悅服、天下自致太平。名夏曰、此言雖然、只留頭髮、復衣冠、是第一要緊事。臣思我國民之衆、不敵明朝十分之一、而能統一天下者、以衣服便於騎射、士馬精強攻也。今名夏欲寬衣博帶、變清為明、是計弱我國也。……」△大清世祖章皇帝実錄、前出、卷八二、二a—b、陳名夏らの失脚を、清朝の実力統治がゆきわたり、從來の如く読書人を利用する必要がなくなつた為と説く見解もある。(梁啓超著)中国近三百年學術史、民国二五年(一九三六年)上海中華書局、三六四P、P.一五)が、實際には親政下での読書人の登用は科挙再開により急増した。筆者は、本文で詳述する如く、満人が漢人読書人を選別し、從順な読書人のみを必要とした為と見る。他に武臣間の対立を擧げる説は第四章註(30)を参照。

(2) 「陳名夏姦惡、爾等明知、向來懼法不言、已屬溺職、……今陳名夏已經正法、爾等薄加降罰、聊示懲戒。……」△大清世祖章皇帝聖訓、前出、卷二、九a、詳細は注(19)参照。

(3) △大清世祖章皇帝実錄、前出、卷二、一〇a—一一a、原任陝西河西道孔聞譚は、孔子子孫という立場にたち中国の混亂を避けるため留髡を提案、斥けられた。罰は革職のみ。

(4) 吳惟華^⑯は漕運總督時代に一万一六〇〇余両を不正取得した理由で一六五二年九月、革職された(同右、卷六七、七a)。なお、一六五四年當時、内大臣・尙書・大學士の年俸が四〇〇両、満人の最高位(摶政王・輔政王は順治前半のみ)にあたる和碩親王の年俸が八〇〇〇両であった。

- (5) 一〇の罪、二つの不法を列挙したのでこの名で呼ばれる。《武臣伝》、前出、卷六、四a—五b
- (6) 《大清世祖章皇帝實錄》、前出、卷六二、五a
- (7) 「如計奏其事・皇上睿明・即行正法・誠善。儻有其死・則計奏之人・必隱受其害・是以畏不敢言耳。」同右、卷七一、一六a
- (8) 「李三雖惡・一御史足以治之・臣等叨為朝廷大臣・發姦摘伏・非臣所司。且李三広通線索・言出禍隨・顧惜身家・亦人之恒情也。」同右、二七a
- (9) 「李三誠非大害・官民果震畏之・蓋都城五方雜處・如李三者・尙不乏人・今日一李三正法・明日又一李三出矣。李三与各衙門胥役・結納最廣・故使人皆憚之。其要莫如拔本塞源・令人皆凜凜不敢効尤・彼李三者・何足論也。」同右、二七b—二八a
- (10) 「今皇上日召見臣等・滿漢一体・視如家人父子。自今以後・諸臣必同心報國・不復有所顧措矣。」同右、二七a
- (11) 「……朕不分滿漢・一体眷遇・爾漢官奈何反生異意。若以理言・首崇滿州・固所宜也。想爾等多係明季之臣・故有此妄言爾。」同右、卷七二、四a
- (12) 同右、卷七四、五a 武臣が休暇、致仕を乞うて許されない例は他にも多く、張存仁¹²・洪承疇¹³・李国英¹⁴・金之俊¹⁵・胡世安¹⁶・田維嘉¹⁷・沈維炳¹⁸・黃國安¹⁹・王永吉²⁰、劉正宗²¹・馮鋐²²・高爾徵²³・龔鼎孳²⁴・熊文學²⁵らが、病氣、老年、丁憂、終養、などを理由に辞意を表したが退けられた。(なかでも沈維炳¹⁸は病妻看護を理由にしたため公私混同と叱責された。)陳名夏らの乞休が注目されるのは、事件から身を守るための手段であった可能性が強いためである。
- (13) 「……比年以来、朕之眷顧漢官、視滿官有加、夫滿官自太祖太宗時宣力從征出百死、方得至是朕之優待。漢官者、豈以其有功而然。蓋期其既受朕恩、必盡忠圖報耳。」《大清世祖章皇帝聖訓》、前出、卷三、誠飭臣下、六b
- (14) 「數年来徒厪、朕懷曾無愉快。応陞之人得陞、不思図報、已属不可。不応陞者越次簡用、亦全不思報、反謂己才所致。」同右、七a
- (15) 「……令集衆會議及衆議之時、有羣以為是、而一人堅執己意、謬相爭論者、殊屬未合。夫既羣以為是、即當從之。若常懷好

勝之心，明知其非而猶強弁，不但政事有妨，且虧國家大体，急宜痛改。」同右、七b

(16) 「仰承 上諭，小事猶煩戒飭，若遇大事，何敢不謹識於衷，以囑改易。」同右、七b—八a

(17) 「凡謬相爭論者，必不自知其非，若果知之，豈敢如是。……」同右、八a

(18) 「……若執意妄行，致蹈重罪，朕雖欲寬，國法難貸。……」同右、八a

(19) 「陳名夏姦惡，爾等明知，向來懼法不言，已屬溺職，及面加詰責皆云，雖有風聞，未得實拋。朕在深宮，尙且洞悉。爾等職司耳目，何得懵無見聞。明係知而不言，相率欺敵人，臣為國為君忠愛之道，豈宜如此。今陳名夏已經正法，爾等薄加降罰，聊示懲戒。……」同右、卷二、九a

(20) 「朕覽近日言官糾參章疏，率皆牽連陳名夏，或曰名夏親戚，或曰名夏黨，与似此紛紜，拳朝幾無善類矣。爾等言官既有真見，何不言於名夏未發覺之前。……」同右、一〇a—b

(21) 「王永吉、破格超擢、簡任機密，當竭忠為國，以圖報稱，昨諸王大臣會議呂煌一案，詰問情由，輒張威忿怒，全無小心敬慎之意，豈非欲效陳名夏故態耶。……」《大清世祖章皇帝寒錄》卷八五、一八b

(22) 「朕每覽法司覆奏本章，龔鼎孳往往倡為另議。若事係滿州，則同滿議，附會重律。事涉漢人，則多出兩議，曲引寬條。果係公忠為國，豈肯如此。……」同右、卷九四、一四a—b

(23) 「……臣自刑部侍郎歷任憲職，每遇法司大案，無論滿人漢人，必將所犯情罪再四推敲，求其生，而不得，然後死之。倘有一隙，稍可矜疑，必遵照議不同的各出看語之例，另為一議，上請 皇上鑒裁，從未敢有分別滿漢之心，臣衙門同事滿州諸臣，皆可問也。……」《龔端毅公奏疏》，前出、卷三、明白回話疏、三〇b

(24) 「……前此明知陳名夏之惡，皆畏其威，因敢摘發，今爾等能無自愧乎。爾等既有專職，乃絕不一言，或雖言而不直，朕用爾等為言官何益。……」《大清世祖章皇帝寒錄》，前出、卷九八、一五b

(25) 「今人多結朋黨，究其結黨之意，不過互相攀援，以求富貴耳。若然，是有損而無益也。……縱使党与已成，及陷誅戮，孰能庇

免。即如誅陳名夏黜龍鼎孳時、其黨曾有一人出而救之、或分受其過者乎。……」《大清世祖章皇帝聖訓》、前出、卷三、九b
 (26) 同右、卷九八、二〇b—二—a、卷九九、二b—三bによる。

(27) 大學士劉正宗……「今觀其器量狹隘、負氣多矜、持論矯偏、處事執謬、不過以詩文沽名自喜、罔顧大臣之道。……前者陳名夏・陳之遴・屢經諫諭、冀其省改、乃置若罔聞、不自悔爻、卒于憲典。負朕厚恩、今正宗本当從重处分・以示懲戒。……」同右、卷一二四、三b—四b

(28) 「滿州諸臣・或歷世竭忠、或累年効力、宜加倚託、尽厥猶為、朕不能信任・有才莫展。且明季失國・多由偏用文臣、朕不以為戒・而委任漢官・即部院印信・間亦令漢官掌管、以致滿臣無心任事、精力懈弛、是朕之罪一也。」同右、卷一四四、三b

(29) 「太祖、太宗 創業開基收服諸國、朕入關討賊徐舉救民、平定中原統一四海、悉賴滿州兵力、建功最多、勞苦實甚。……」《大清世祖章皇帝聖訓》、前出、卷二、九b

(30) 「……朕儻有偏念、自當庇護滿州、今愛養爾等・過於滿州、是朕以一体相視、而爾等蓄有二心、朕以故旧相遇、而爾等猜如新讖、朕以同德相期、而爾等多懷異念矣。……」《大清世祖章皇帝聖訓》、前出、卷八六、二a

(31) 「……近見漢官人等・冠服禮式・以及袖口寬長・多不遵制。……」同右、卷七二、一八a

(32) 「朕念滿州官民人等・攻戰勤勞・佐成大業。……」《大清世祖章皇帝聖訓》、前出、卷五、体羣情、一一b

(33) 「朕前聞總督孟喬芳病故、深用軫惻不禁淚下。喬芳与朕寧有姻戚哉。但以其為國忠勤効力故也。……」同右、卷三、誠飭臣下、六a—b

(34) 「漢臣」は、「ここでは、清朝になつてはじめて（科挙に合格して）官吏になつた漢人のことで、筆者は、明代に（科挙に合格して）官吏となつた経験を有する「武臣」と対照的に用いた。（《漢名臣伝》三二巻、清刊本における「漢臣」の意味はこの解釈によると思われる。）「漢臣」はそれゆえ、「武臣」より年令が若く、また「明朝罪臣」「順逆」などという非難を満人から受けたこともなく清朝への順応は容易であった。

そのほかに、「漢臣」は「満臣」に対応する概念として、清初から使用された。すなわち「清朝の臣となつたすべての漢人」の意で、この場合は当然武臣も含まれる。ただし、『大清世祖章皇帝聖訓』、前出、の用例では、「漢臣」は、皇帝に謁見できる四品以上の漢人高官を指している。

(35) 『大清世祖章皇帝実録』、前出、卷一一七、三b

第四章 武臣の意識

明朝の崩壊から内乱・無政府状態を経て満人の支配確立までの長い激しい政治環境を生きぬいた武臣たちは、或いは清軍の前線指揮官として、或いは内政の専門家として、共に清朝の礎となつた。彼らが漢人・明官であったことは、経験ある実務家を求める満人の厚遇を受けるプラス要因となつたが、明官時代からの持論を満人の支配に反映させようとする彼らの努力は権力者の警戒を呼ぶマイナス要因にもなつたのである。武官武臣の場合は満人の武人優先(第三章参照)により待遇は良く、武臣が清朝の先兵に甘んじるかぎりは、武力行為そのものに没入することが貢献と認められた(前出の孟喬先⑪の例参照)。しかし文官武臣は各分野の専門知識を生かして清朝の政治に助言することこそが貢献の方法であり、それゆえ第三章で既に学んだ如く職務に励むほど満人優先の政治方針に触れて当局から忌避される結果を招いたのであった。公人としての文官武臣は一種の袋小路の中に在つたのである。

他方、武臣個人をとりまく状況もまた不安に満ちたものであった。武臣は亡國の臣が生き続ける手段として、「忠臣」からは「降満」「降賊」と呼ばれる道を選んだが、それによって満人の追求を逃れることはできても、當時中国全土を覆っていた動乱の影響を免れ得たわけではない。家族の消息を数年間にわたつて失つた武臣は多いし、明の残

存勢力や叛乱軍の支配地域に居住する肉親が殺されることも稀ではなかった。武臣の清への赴召すら、彼らの残した罷斥を乞う多数の疏（第三章注（12）参照）が示すように半ば強制されて受諾した場合が多く、その上、激戦地に派遣される武官・地方官はもとより安全地である筈の朝廷に招かれた文臣さえも降清後の前途を楽観することはできなかつた。また、任官中丁憂等によつて暇を与えられ故郷を再訪する機会を得ても、荒田、空城と化した地では、君難（明崇禎帝の死、南部では明遺王たちの死）に殉じた「忠臣」を哭す氣風の殘る中で、榮華をになつて「外夷」「醜夷」に仕える「罪臣」に対して殺意や恨みの視線が待つていた。

公私両面にわたつてこのよなジレンマに直面していた武臣は、いつたいいかなる意識を有し、何を生の支えとしていたのであるうか。

武臣の思考を推理する上で私たちが参照しうる重要な資料はかれらが書き遺した著作である。武臣自らが著作の中で指摘する如く、多くの記述は戦火に散佚した。幸いに残つた部分を、友人・一族子孫たちが収録したが、多くの武臣の著作集は乾隆年間（一七三六—九五）に禁燬处分⁽¹⁾を受けた。私たちが、目録で得る書名に比べて実際に参照しうる文献ははるかに少いのである。

このほかに官刻本に記録された武臣の発言があり、すでに第二章・第三章で読んだように、これらは官としての武臣の見解を表明しているが、武臣の個人的感懷は率直に述べられない場合が多く、また、清朝が整理した際に清朝の立場を悪くする発言は削つてしまつた可能性もある。しかし、著作の少い武官武臣については、私たちはこうした公式記録（主として在官中の奏報）によつてその思考を推量するほかない。武官のうちで、職務以外の発言が残る例は、

いつたん武臣になつたものゝ清朝に叛いたか、叛いたとみられて武臣の枠外に去つた人々の場合である。⁽²⁾ 満人当局は彼らを鎮圧・処刑する際に、彼らの言動を、——歪曲を加えることはあつても——記録せざるを得なかつたのであるが、この場合、彼らはもはや武臣ではなく「逆臣」と呼ばれた。

主として進士出身者の武臣が残した著作によつて私たちが最初に指摘しうることは、明末に新風の興つた諸分野——兵学、地理学、歴学、經学、史学、宗教など——に対して武臣たちが強い知識欲を示していることである。武臣のこの知への欲求は、読書人としての習慣——自宅の四壁を図書で覆い、古書の購入に鋭い注意を払い副本を作成して散佚を防ぐ、といった——のみによつて培われたのではなく、なによりもまず明代から続いた戦鬪に耐え、兵餉を確保し、城内の居民を鎮める日々の職務の需要によつて研ぎ澄まされていったもので、「実用知」「致用知」への関心が先行していた。△天聰朝臣工奏議△(第一章注⁽⁶⁾ 参照)には、第一グループの武官武臣が一六三〇年代に大砲を入手したばかりの満人の軍事顧問となつて、造砲・火薬製造・砲手養成・戦艦製造・築城・明領占略等の陣頭指揮に当つたことが記録されているが、はるか一〇年以上も後になつて武臣の仲間入りをする第三・第四グループの文官たちも、まさに同じ頃、明官として「流寇・流賊」の重圧から都市を防衛するため戦いの陣頭に立つていてこれが彼らの著作から知られるのである。龔鼎孳⁽³⁾は崇禎年間に述べている。「鉄砲・火薬に至つては守城に關して最も急要である。そこで卑県(漸水知県)は自ら措置を講じた、すなわち鉛・銑鉄・硝石・硫黄を買い集めて製法の通りにつくり、防敵に用いた。」熊文舉⁽⁴⁾も一六三五年當時、廬州守城のため火器を重視し、府兵三〇〇〇人・衛兵二〇〇〇人と共に「各衙門衛兵および火薬手三〇〇〇人を練兵し習熟させた。」と記している。

現実に実用を重視せざるを得ない立場にあった武臣は、火器使用をはじめとして明末の中国文化に影響を与えた。あつたヨーロッパ諸文化（西学と総称され、その方法は「西法」といわれた）に対して関心を寄せた。周亮工⁽⁵⁾は獄中で記述した『因樹屋書影』の中⁽⁵⁾で、万曆（一五七三—一六一九）文化のピーカクを示す一例としてマッテオ・リッチ（Matteo Ricci 利瑪竇、一五五二—一六一〇）と徐光啓（子先・玄扈、一五六二—一六三三）の曆法を挙げている。他方、『学典』（第一章・註(12) 参照）の編者孫承澤⁽⁶⁾は一六四一年（崇禎一四年）、「礼部ノ曆法ヲ修改セルノ一事」と題して、徐光啓かむ益天經（長德、一六一三⁽⁷⁾年進士）に繼承され、「遠裔」アダム・シャル（Adam Schall von Bell 湯若望、道昧、一五九一—一六六六）が指導する「西法」は「旧法」に比して正確であるという証明がまだない上に、中華における曆法の「敬天授民」という使命を忘れた「異端」であると批判を加えている。

イエズス会派の布教活動に関心を寄せた記事もあちこちまで、張縉彦⁽⁸⁾は、兵部尙書在職中に崇禎帝の死に会い、降清までの数年間を一時李自成下で過したり放浪したりしていたが、戦火の間に「大西」の『奇器』、『畏天愛人極論』、『耳目資』⁽⁹⁾——王徵（良甫、葵心、端節、一一六四四？）の編集・紹介による——などの諸書を読みふけり、最後にスペイン人ジエズuitsのパントローヤ（Didace de Pantoja 龐迪我、順陽、一五七一—一六一八）の『七克』⁽⁸⁾に感銘を受け「天上主」が人類に与えた「至靈之性」によって情念の病いに打克つべしと述べた。また、前出のアダム・シャルの天主堂を訪問した李元鼎⁽¹⁰⁾夫人の遠山⁽¹⁰⁾は一六五三年夏に、

西域从天主 中原奉至尊

殊方分野異 三教一心存

……

西域では天主に従い、中原は至尊を奉ず、
方域分野は異つても、三教は一心に存す。

……

降魔清宇宙 捧日鎮乾坤

悪魔を降して宇宙を清め、日を挙して乾坤を鎮める、

治曆星伝秘 鳴鐘漏刻翻

暦数・星運の神祕、鐘時計・水時計・水車。

……
(遊天主堂)⁽¹¹⁾

と詠んで異国文化への讃嘆を惜しまなかつた。李元鼎一家と親交のあつた金之俊⁽¹⁰⁾、龔鼎孳⁽¹⁴⁾（後出の文官サークル図参照）も、仏教への傾倒を示しながらも京官時代にはシャルの天主堂訪問を欠かさず「天堂ヲ懷ウ」などの詩を残した⁽¹²⁾。しかし、同じく仏教に傾倒していた錢謙益⁽¹³⁾は「西學」に好意的な一部の士大夫が、唐代（六一八—九〇六）に建立された景教碑を再発見してイエズス会派の宣傳するカトリック教が當時から流行していた証拠といって喜んでいるのは『冊府元龜』、『唐会要』、『異地志』などの諸文献を無視する暴論であり、長安に残る碑は波斯のゾロアスター教が西域から伝わったことを示すにすぎないと抗議している。⁽¹³⁾

このように武臣は、明末の西学致用派——ヨーロッパ諸文化の採用が明朝の富国強兵に有効であると判断して、その輸入に努めた士大夫たち——の影響を受けながらも、西学派の有した結社的な團結力・目的意識を欠き、「西學」に対しての態度も多様な、きわめて緩やかなグループであつたといつてよい。むしろ、相互に違う意見を持つた士大夫たちが自由に発言した上で、なおかつ全体の関心が「致用知」へ向つていた、という点にこそ、私たちは武臣の精神形成の特色を見出すことができるし、さらに、明末清初の時代精神——思想的・政治的対立の渦巻く中で異色ある文化を生み、その多様性を認める寛容を有した——への展望をひろげる起点を得るのである。

「致用知」への関心は経学、史学、文学においては、眞偽を判別して誤謬を排除する動きとなつて表われた。前出

の錢謙益⁽⁸⁷⁾は「およそ一〇〇年このかた、學問の謬りの種根に世の成行きは溼りに浸され人心は習い染まつた」と考え、具体例を挙げて「△説文長箋」が「世に」行わられて字学が謬り、「△幾何原本」が行わられて曆学が謬り、冬瓜瓠子の禪が行わされて禪学が謬⁽¹⁶⁾ったと述べ、誤謬の書が世に出ることを阻止しようとする。錢謙益によれば、著作の誤謬を防ぐための原則は「博求虚己」（先入観を捨てて広く知らうとすること）である。「博求」の例は孔子が「△春秋」作成のため子夏を一四ヶ国に遣して宝書を求めたこと、「虚己」の例は繰り返し諸老に意見を求めることがある。この立場を基本として、史学においては、独断を排して史書を読み（読史）、資料を選択し（集史）、規準を有して構成する（作史）。また経学においては、改竄・脱落（解経）を防ぎ、真実を伝聞によって歪め（亂經）ず、經典軽視（侮経）を改めることによって「謬りの根種」を絶ちうる、と錢謙益は主張している。詩文もまた、「臨場」（現場から不退転の精神）が重視された。明崇禎帝碑文（一六五九年作）の撰者金之後⁽⁸⁸⁾は、一六四九年、彼自身を含めて漢人尙書が清朝にはじめて誕生した際「第二章一〇一p.の表を参照されたい」、満人が自分たちに与えるのは尚書という名の、実権を伴わぬ重圧ではないかという恐怖を覆い切れず、「これ（任務）を為しうる実〔權〕がまだ必ずしも有るといえないので、すでにこれを為しうる「尙書」という名「のもの」に居る。「尙書」というその実〔權〕無く、しかもその名「のもの」に居ることはいっそう懼るべきことだ」と記した。金之俊はさらに、自分達が六部尙書になれば官吏の進退に不公平があつたり（吏部）、國家財政や民生に破綻が生じたり（戸部）、礼樂典章に不備が認められたり（礼部）、軍勢振わず戦火が続いたり（兵部）、刑獄が不当であつたり（刑部）、公共事業で濫費や汚職が出たり（工部）した場合には、これらすべての責任を問われると述べ、漢官としてはじめて尙書になつた感想を、「感にたえず、懼れにたえぬ。」と結んだ。彼のこの述懐について「百史先生評」（同僚吏部尙書陳名夏⁽⁸⁹⁾の批評）は、「一つの思いが屈折しつつ貫いており、こ

れを読めば、懼れの心がひとりでに生じる。文章は情を伝えうるもので、まさに「かの」伯牙が、海上でさわめく水や啼く鳥を観てい、「て寂莫の情に打たれ」た時のように⁽¹⁹⁾、「とあり、漢人高官が満人権力に翻弄されることを予感しつつも、恐怖の「臨場」をなお詩文に活かして佳品を生むだけの気迫と余裕を有していたことを示している。

ここで私たちには一つの疑問が生じる。武臣の著作とは、彼らの官吏生活の副次産物に過ぎないのであらうか、といふ点である。実際、致用の精神に支えられた武臣の活動記録は彼らの筆に異彩を与えており、緊張あふれた彼らの職業生活こそが武臣の思考を鍛えていったかにみえるのである。

しかし、また一方では、武臣が安定を欠いた境遇の中で、公私にわたる挫折や動搖を繰り返しながら日々を消化する力を失わなかつたのは、執筆の場に救いを求めていたからであるとも考えられる。たとえば龔鼎孳⁽²⁰⁾は明末（一六四三年）すでに入獄を経験し、「幽囚は土氣を増す」⁽²⁰⁾と詠んでいるし、周亮工⁽²¹⁾は獄中の雪夜鉄鎖につながれたまゝ詩作し、錢謙益⁽²²⁾は「己丑（一六四九年）春、余は南京の獄から釈放されて帰郷し、本朝の藏書をみなほり起し稗史野乘を編輯して数百帙を得、古文を選して六〇余帙を得た。聚めてのち分類し、遺編を蒐集して闕を補い、寢食を忘れ歳月を過した。⁽²²⁾」と執筆への意欲が不遇によっていざさかも減少しなかつたことを記している。

この点に留意しつゝ武臣の著作をさらに検討すると、武臣が生を凝視した場合には、——「致用知」を求める際に示したあふれる活力とは対照的に、——「一身は葉の如し」（一身如葉・梁清標⁽²³⁾）、「生涯はただ劇薬」（生涯惟藥物・龔鼎孳⁽²⁴⁾）、「人生の浮名はうたかたのよう」（人生浮名幻泡然・金之俊⁽²⁵⁾）、「世事の蹉跎はみな虚空」（蹉跎世事終虚空・同上）と、満人の下で得た栄誉が武臣の詩文をいささかも明るく彩りえないことが分つてくる。清朝での榮達を決して自ら

テーマにすることのできない武臣の、生への諦めを誰よりもよく理解していたのは同じ武臣であった。武臣の眼に映じた武臣とは、「明朝遺臣」「忠臣」たちが残した武臣像——生に執着し榮達を望んだがゆえに満夷や叛賊を奉じた——とは逆に、「聖朝の遺老」としての矜持をもち、「死を視ること井戸に喜び入る」とく⁽²³⁾死線を恐れぬ士大夫であり、激務の合間をぬって「窮求」し、「開巻空寥を破る」ひたむきな読書人なのであった。

官として「明官起用」を満人に説いた武臣は、いかに報われなくとも同僚武臣の能力と努力とが過渡期の中国について価値あることを認めていたのである。梁清標⁽²⁴⁾は龔鼎孳⁽²⁵⁾に寄せる、

憂国処・両鬢絲絲・欲救蒼生哭。

対客抽毫・張燈擊鉢・不數詞場潘陸。

歴尽險巇身健・嘉日莫辭醺醉。

……

憂国の常、両鬓は細々、百姓の哭を救うため。

客に対坐し筆を取り、燈をかかげ鉢を擊つ、「その響消えぬ間に作詩する」同人の潘岳・陸機は無数。険路尽く経て御身は健やか、この佳き日美酒を辞すなけれ。

また、吳偉業⁽²⁶⁾は陳名夏⁽²⁷⁾の文集に序を贈る、

「明初の宋文憲公は大儒の故に〔帝を〕補佐する命をうけ、上は詔勅訓令より下は碑銘序記の文に至るまで経を拋り

(寿芝麓宗伯)⁽²⁴⁾

……

所として経をたて、百氏の説を折衷して三代にも匹敵する興隆をもたらした。今、国家は朝代を改め瑞雲たなびいている。皇上は儒者に親しみ学を重んじ、「陳百史」先生は勅命を受けて天下の心身の依りどころとなられ、高文大冊はみな「先生の」手に成っている。……先生は経国の大業にはげみ、その余力でよくぞ文章をお作りになつた。」（陳

百史文集序）⁽²⁵⁾

しかし、武臣はこれらの「良友」が遷され、罰されて、不遇の中に老いていくのを救うことができなかつた。「寄懷」の詩は武臣に残された最後のはなむけであつた。曹溶⁽⁴¹⁾（順治初には順天学政・会試考試官をつとめた）が一六五五年、「拳動軒浮」という理由だけで広東に謫された時、呉偉業は四首を寄せ、陳之遴⁽⁷⁾が一六五七年遼陽流徒（第三章参照）になると李元鼎夫人の遠山は、英才の悲運と、一族別離（初回の流徒は陳之遴のみ）の苦悶とを詠んだ詞を陳之遴夫人の徐燦（明霞）に寄せた。また、王永吉⁽⁶³⁾は文人サークルの中でも「酒席半ばで王鉄山司空が到着し、一座はきゅうににぎわつた」と人気の高い人であったが、彼が諫言のため降罰をうけ（第三章参照）、一六五九年死亡した際、金之後⁽⁶⁴⁾は数篇もの「王鉄山ヲ哭ス」を詠んだ。前出の、「人生はうたかたのよう」「世事の蹉跎はみな虚空」の句は、金之後が、自分より六才年長で「交友最長の翁」（王永吉）と訣別したと悟つた時、生じた言葉であった。錢謙益⁽⁸⁷⁾は墓誌銘を献じ、李元鼎⁽²⁶⁾は、王永吉の死後三年を経て、その郷里・江南を通つた際、「四海に氣心の知れた人は幾人あるうか。……荆門の詩酒の交わりは昨日のようだ。」と懷しんでいた。

長い別離も武臣間の共感をそこなわなかつた。一六四五五年以後、八年間周亮工⁽⁸⁶⁾に会わなかつた錢謙益⁽⁸⁷⁾は五三年に周の詩集を再読する喜びを記し、熊文舉⁽⁸⁸⁾は四四年以來七年にわたつて龔鼎孳⁽⁸⁹⁾の消息を得なかつたが、その間予章の大乱で全藏書を焼失したにもかかわらず龔の詩集のみは手放さずにいた、と述べている。梁清標⁽⁹⁰⁾はこれも武臣

の王崇簡（敬哉、宗伯、文貞、一六〇二—七八）に寄せる、

回首青門分袂、離別再經年。

遙想柳堂深處・春夕燒燈嘉会。

……

當時忝竊師門、同學又同官。

君近九重天上・我在北潭池畔・相望各風烟。

何日重攜手・身健且加餐。

……

當時は師門を忝けなくし、同學・同官の間柄、

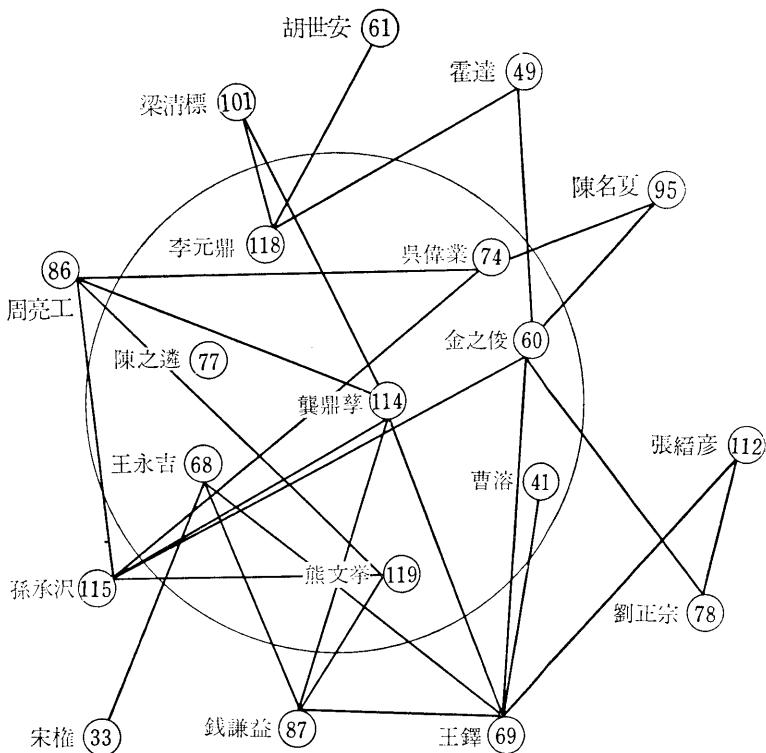
君は九重の天上に近く、私は北潭の池畔、遠く相離れている、

いつの日か手を握り、健やかに宴が開けるのか。

（水調歌頭⁽²⁹⁾

このように武臣が武臣に寄せる同胞意識は、前出の「致用知」への欲求と並んで武臣の著作を貫く重要なテーマを成しており、しかも詩文が武臣を結びつける有効な手段であつたことが明らかである。否、著作内容においてばかりではない。著作の成立そのものが武臣間の協力を母胎としていたのである。武臣は友人武臣の著述に序、跋、評言を寄せ、集会の場をもち、詩社を作り、刊行に尽力した。武臣の著作をもとに、文人として名高い武臣の協力関係を図にすると次のようになる（円内はサークルメンバーである）。

武臣相互のこの網目をめぐらしたような交友関係に加えて、各人が持つ社友・盟友関係が同心円状に拡がっていた。これらの地方文人たちは、武臣の学識を尊び士大夫としての共通意識を抱いており、政界における武臣の地位変化にかかわらず武臣の知的活動を支え続け、武臣の精神的基盤の底辺を拡大したのである。



以上の検討により、武臣にとって執筆活動がたんなる官吏生活の副産物ではなく、非合理そのものの現実に抗してわずかに自らの合理的思考を救う場となつていたことはほぼ明らかであろう。

だが観点を変えれば前図に示されたような、詩文上での武臣の連帶は、満人首脳が警告し続けていた「朋党」「結党」の嫌疑を裏書きしているようにもみえる。また、実際に武臣間での対立や告発は魏忠憲一派と見られた馮銓⁽³²⁾を順治初に龍鼎孳⁽³⁴⁾らが攻撃した例（第一章注（8）参照）を除けば、ほとんど見当らないのである。⁽³⁰⁾

しかしながら、私たちが武臣が武臣仲間のみに視野を限っていたのではなく、同時に、志を遂げる機会なく、挫折した

多くの士大夫に政治的立場を超えた思いやりを示し、かつ、才能ある個人が権力の前に無力な存在であることを憤つて武臣に寄せると同じく多くの詩をこれらの士大夫に獻じていたことを忘れてはなるまい。すでに第一章で見た如く、明末においては北辺防備が朝廷の勢力争いの影響を受け、明の守備官たちが満人スパイとみなされて処罰される事件が起つたが、武臣は「朝廷が正論を憎み、世間は党人を目す」⁽³¹⁾（呉偉業⁽⁴⁾）と明朝批判をためらわず、眞の愛国者の努力が空に帰したことを惜しむ。清朝になってからも錢謙益⁽⁵⁾は佟ト年（一六二〇年逮捕、第一章参照）が獄中で遺した『幽憤錄』に序して、「遼民を用いて遼土を守り、遼人の力によつて遼事を処理する」⁽³²⁾計画は佟ト年らによつて実現されつゝあつたのに「排他的な党派は奄宦に手を貸して、佟公を口実に江夏（熊廷弼）を刺し、さらに江夏に因つて佟公を殺し」「佟公を殺して佟氏一族を閉じこめ、佟氏一族を閉じこめてここに遼東の人々の望みを絶つた」。これによつて「華夏」（明朝）は「〔清〕招撫の絶好機を失い、恢復の全局を破壊した」と述べ、公の獄死によつて「公と國家はともにその害を受けた、痛ましい。」⁽³³⁾と結んでいる。錢謙益はまた佟ト年・熊廷弼の挫折後、一時寧遠を回復し兵屯の実績をあげた孫承宗——「遼人をおいて誰が共に遼土を守るだらうか」と述べた点で前二者の守備方針を受け継いだ（第一章参照）——の奏議に序を書き、奴（建州小奴、すなわち満州族を指す、『高陽公奏議序』⁽³⁷⁾は明末一六三九年に書かれた）が撫順、広寧を陥した時（一六二三年）、孫承宗（高陽公）は「文学侍従の臣」（兵部尙書・東閣大学士）であったのに自ら請うて北辺を守り、「閔外を保つてこそ閔内を守ることができる」という持論によつて山海關から前屯へ、前屯から寧遠へと防衛線を北上させた結果、「奴は広寧を棄て河東に退守し」「遼〔化〕永〔平〕四城は次第に收復」⁽³⁹⁾されるまでに「國家」の「病」を救つたのに、魏忠賢のため解任（一六年）されてむなしく高陽に帰り、前年（三八年）高陽失陥に殉難したことを悼んでいる。

明の功臣に寄せる武臣の支持は、後に武臣が「建州夷」に仕える身となり、明の遺臣と敵味方の立場になつて後も変わらなかつた。第一章で私たちは張縉彦⁽²⁾が睿親王に提出した黄道周の助命嘆願書を見たが、そのほか吳偉業⁽⁴⁾・錢謙益⁽⁵⁾・孫承沢⁽⁶⁾・熊文挾⁽⁷⁾たちが、清軍に（しかも武臣仲間の洪承疇⁽⁸⁾らに）殺された黄道周の「忠孝」を称え、彼の遺稿を収録し、「吾党之士」の「毅魄」を弔つてゐる。⁽⁴⁰⁾また、永明王（桂王、朱由榔、一一六六）に従つて廣西で清軍（孔有德⁽³⁾）に殺された瞿式耜（起田、稼軒、忠宣、一五九〇—一六五一）についても吳偉業⁽⁴⁾・錢謙益⁽⁵⁾がその「忠魂」「完節」を称え、「孤忠」に死んだ苦しみを思い遣つてゐる。とくに錢謙益は、すでに述べた如く「奉教士人」（イエズス会派のカトリック教を支持した士大夫）に批判的で、「景教考」（本章注（13）参照）を書いたにもかかわらず、瞿式耜のカトリック信仰をすこしも非難せず、むしろ生前「靈魂永存」を信じていた瞿の魂が郷里に「降靈」したという巷の噂を感慨深く受けとめている。武臣の包容力の大きさを示す好例である。⁽⁴¹⁾

明朝に認められず世を去つた明官たちに、武臣が自己の不幸な分身を認めていたと解釈することは可能である。とにかく、この人々がいずれも武臣と同じ進士出身者であり、精神形成を共にした士大夫であつたことが、武臣たちの意識に消しがたい共感——武臣たちが非士大夫層の実力者に対して示した違和感（第二章）と対照的に——を呼び、それが政治的立場よりも強烈な影響を武臣におよぼしていいたと考えられる。

しかし、武臣がこれらの「忠臣」と或る時期に袂を分ち、あきらかに異つた道を選んだにもかかわらず、なお常に彼らを追憶し続けた理由は何か。「忠臣」たちから叛逆姦臣と罵しられることを熟知し、なお彼らの途絶した業績を記録に留めようとしたのは何故か。

第二章で見た如く、武臣たちが清官となつた時、最初に出した上疏は、人材登用を求めるものが圧倒的に多かつた。

錢謙益によれば才幹ある人とは、國が危急の際に天が救濟のために命を下し、それによつて生れた人である。⁽⁴²⁾ それゆえ、「才があれば必ずその用を盡す」⁽⁴³⁾ ことこそ、天命にかなうのである。逆に才があるのにその才が世を救う「用の」ために充分發揮されずに終るほど痛ましいことはない——錢謙益が孫承宗の訃に接して願つたのは、天子（明の皇帝）が孫の死後はせめてその言を生かし治世に実効をあげるようにということであった。武臣が明官を愛惜したのは能力の發揮を尊しとする一種の人材致用主義によるものと筆者は考える。その「用」とは、武臣にとっては、明朝滅亡と共に消滅してしまうが如き、一時的なものではなかつたのである。明朝の「用」は終つても混乱の世を治め、漢人の防壁となるべき「用」はいぜんとして残つていたからこそ、武臣は清朝に対し武臣起用を求めたし、また、武臣自らも、明朝が黃道周や趙南星（夢白、儕鶴、一五五〇—一六二七）を冷遇した時には抗議の意を表して辞官した（房可壯⁽⁴⁴⁾、王鐸⁽⁴⁵⁾、龔鼎孳⁽⁴⁶⁾、孫承澤⁽⁴⁷⁾）にもかかわらず、異民族王朝下での仕官を受入れ、専門分野を生かした上疏を清朝に次々と提出したのである。

さらにまた、順治後期に満人に扇動された「漢臣」が次々に武臣を彈劾し、失脚させたにもかかわらず、「漢臣」が皇帝の寵を失つて罰刑をうけた時に、誰よりもその挫折を惜しみ不遇を慰めたのは、ほかならぬ老いた武臣であつた、という事実も、この致用主義の觀点に立つてこそ理解できるのである。

武臣が、武臣仲間に對してのみならず、明の「忠臣」や若い「漢臣」たちに向つて示した連帶感とは、満人當局が「結党營私」と呼び続けた権力志向のものであるよりも先に、意識の近似を感じしめた者が、逆境に圧し去られる能力に對して示さずにいられなかつた愛惜の念であつた、と考えてよいであろう。筆者のこの仮説は、康熙以後の清朝が、武臣を含む明末清初士大夫の著作——かならずしも「反滿」思想を唱えていない——を「禁書」とした際、それ

ら士大夫のグループ間に存在した政治的・思想的対立を考慮せず網羅的に異端とみなしたこととも符合する。武臣の意識は、致用を尊ぶ合理的思考にその特徴を有する。だが私たちはさらに武臣の枠を超えた明末清初の時代精神、とりわけ清代禁書の有する基本的精神の解明に主題を発展させるべきであろう。

註

第四章

(1) 姚觀元編『清代禁燬書目・清代禁書知見録』、上海商務印書館出版、一九五七、三四一+二五二+七五十六六p. 当局によつて禁燬処分を受けた武臣は、「江左三大家」の錢謙益^{⑤7}・吳偉業^{⑤8}・龍鼎孳^{⑤9}をはじめ、曹溶^{⑤10}・房可壮^{⑤11}・張鳳翔^{⑤12}・陳之遴^{⑤13}・周亮工^{⑤14}・張縉彥^{⑤15}・孫承澤^{⑤16}・熊文舉^{⑤17}ら第三・第四グループ、また『武臣伝』以外の武臣も多い。

(2) 順治年間における主たる「逆臣」は一六四八年に叛いた金声桓（南昌總兵）、李成棟（廣東總督）、一六四九年に叛いた姜瓖（大同總兵）、順治全時期にわたつて南部沿岸で清軍に対抗した鄭成功、その父鄭芝龍（同安侯）（括弧内はいずれも「武臣」）時代の官職等で、このうち姜瓖は摂政王睿親王に対して、降清後五年間誠意をもつて辺塞守備に勤めたが英親王の率いる滿官の苛酷な誅求に軍民とも耐えかねた、と叛逆理由を申したてている（『順治章皇帝実録』前出、卷四三、五b—六a）し、鄭芝龍は、「逆弟鴻達、逆子成功」を帰順させるため、一族を福建から呼寄せ、使者を出して「聖意」を伝達するなどの措置を上奏している（同、卷六七、一b、卷七八、一三一b）。

(3) 「……至于銃砲火藥、尤係城守急需。卑僕自行措置、買辦鉛銃硝黃、如法成造、以為禦敵之用。……」『龔端毅公涕川政譜』、前出、卷一、繕備、二一b

(4) 練熟廬州兵三千、衛兵二千、「各衙門衛兵并火藥手三千。」熊文舉撰『雪堂先生集選』一四卷、順治一二年序刊本、卷九、西城三紀。

(5) 周亮工撰『因樹屋書影』一〇卷、覆雍正德堂刻賴古堂原本、中国文学参考資料叢書所収、卷一、三p.

(6) 『学典』、前出、卷二九、崇禎一四（一六四一）年。孫承澤は、當時礼部右侍郎であった蔣德璟（申碩、八公、一六四六）の主張——「遠裔」の「西法」は中国の學問にとって有害であるといつて影響されていた。

(7) 王徵撰『遠西奇器圖說』、三卷、一六二七年、『畏天愛人極論』、一卷、一六二八年、『西儒耳目資』、不分卷、一六二七年。三書ともヨーロッパ諸学（機械技術・カトリック教・言語学）の紹介書。王徵は「西學派」（第二章註（14）参照）の人。

(8) 『七克』（あるいは『七克大全』）七卷、北京、一六一四年刊。再版、重刊多數。

(9) 『依水園文集』、前出、卷一、七克日抄序、六四a—六五a

(10) 遠山は「唱和初集」「隨草集」「隨草詩余」（いずれも李元鼎撰『石園全集』三〇卷、康熙四年（一七〇三年）、香雪堂藏版、所収）などを残し、多数の文人武臣、およびその夫人たちと詩文を交した。文人サークル図（第四章）の交友は、その夫人達にもおよんでいた。

(11) 『石園全集』、同右、卷一四、一四a

(12) 金之俊撰『息齋文集』八卷外集一卷統外集一卷、康熙五年（一六六六年）序刊本、卷八、三a

(13) 錢謙益撰『牧齋有學集』五〇卷、景上海涵分樓藏康熙甲辰（一六六四年）初刻本、四部叢刊集部所収、卷四四、一一a
一三a

(14) 西学致用派はヨーロッパ諸学の方法を「西法」「西術」と呼び、宣教師や貿易品を通じて貪るように吸収すると同時に、海禁派・排外派の勢力を抑えて沿岸部での武器輸入を促進した。その成果は寧遠における明軍の勝利（一六二六年、第一章参照）となつてあらわれ、また中国における多数の西学関係書出版の原動力となつた。この派の代表者は徐光啓（礼部尚書）、李之藻（太僕寺少卿）、楊廷筠（副都御史）、黃景昉（戶部尚書）、葉向高（吏部尚書）、何喬遠（工部右侍郎）、曹于汴（左都御史）、孫元化（登州副都御史）、劉宇亮（礼部尚書）らで南部出身者が多い。

(15) 「……凡以百年以来、學問之謬種浸淫于世運、熏結于人心」、襲習輪轉、醞釀發作、以至于此極也。『牧齋有學集』、前出、

卷一七、賴古堂文選序、一三a—b

(16) 「說文長箋行而字學謬、幾何原本行而曆學謬、冬瓜瓠子之禪行而禪學謬。」凡此諸謬其病在膏肓湊理、……同右、一四a

《說文長箋》一〇二卷、趙宦光（一五五九—一六二五）撰。《幾何原本》六卷、リッヂ（本文一三九p.）訳、徐光啓筆。冬瓜瓠子はひょうたんをぶら下げた放浪・破戒の僧。錢謙益は袁中道（一一六一四）の「瓢道人伝」（皇明文海、卷一六九）を想定か。

(17) 同右、一三b—一四a

(18) 「……未必果有得為之実、而示已居得為之名矣。無其実、而居其名、更可懼也。」《息齋文集》、前出、卷一、一〇b

(19) 「一意廻折、讀之、懼心油然而生。文章可以移情、真如伯牙之過海上、觀水鷗鳥鳴也。」同右、一一b

(20) 龔鼎孳撰《定山堂詩集》四三卷詩余四卷附芳草詞一卷、光緒九年（一八八三年）聽齋書屋重刊光緒一二年（一八八五年）附

刻本、卷五、二a

(21) 王暉撰《今世說》八卷、覆萼雅堂叢書本、中國文字參考資料小叢書第二輯所收、卷四、二b

(22) 「己丑之春、余訛南因歸里、尽發本朝藏書、真輯史乘得數百帙、選次古文得六十余帙、州次部居、遺東闕補、忘食廢寢、窮

歲月。」《牧齋有學集》、前出、卷一七、賴古堂文選序、一三a

(23) ……今太常卿君芝麓「視死如歸踏井」、殘魂相吊相慰、……《雪堂先生集選》、前出、卷七、一七a

(24) 梁清標撰《棠村詞》一卷、清名家詞（陳乃乾輯、一九六三年、香港太平局用上海開明書店排印景印）所收、四二p.

潘岳（安仁、一三〇〇）、陸機（士衡、平原、二六一—三三八）はともに詩文に秀れた晋代の人。

(25) 「明初宋文憲公、以大儒而膺佐命、上自詔敕訓令、下至碑銘序記之文、援据立經、鎔鑄百氏、幾与三代比隆。今国家鼎新

景運、皇上親儒重學、而先生膺密、勿心齊之寄、高文大冊咸出其手。……先生勤勞經國大業、能出其余力為文章。……」《梅村

家藏稿》前出、卷二七、三a

(26) 「酒半王司空鉄山至、一座甚噴、……」《定山堂詩集》、前出、卷七、二b

(27) 「四海心知有幾人、……荆門詩酒疑如昨、……」《石園全集》、前出、卷一〇、五b ほかにも李元鼎は「六四七年頃の王永吉との交遊を「春風夜月時、相往還、彈碁・酌酒・走馬・泛舟、每遊必醉、醉必有詩。」(同右、卷五、三a)と記している。

(28) 《雪堂先生集選》、前出、卷七、龔芝麓寄詩序、一七b

(29) 《棠村詞》、前出、二七一二八p.

(30) 清朝の下で武臣の晩年が不遇であった理由として《順治元年内外官署奏疏》(前出)の編者朱希祖氏は「南北暗闘」(武臣

間の北部出身者と南部出身者の対立)を挙げる。これは、馮銓[◎](順天涿州出身)が東林党・復社の支持者(南部出身者が多い)と対立し、「南人優於文而行不符、北人短於文而行或善」と述べた事実に依った見解である。

しかし順治前半の為政者(攝政王)は「南北一体差用」の方針で臨み、南部士人(龔鼎孳[◎]、吳達、李森先ら)の馮銓劾奏に對しても党派の劾奏は明滅亡の原因として取上げなかつた(一六四五五年一〇月六日の諭旨)。また馮銓自身も福建出身の洪承疇[◎]らと共に金之後[◎](江南吳江出身)を推薦(一六四四年八月二三日)しており、「南北暗闘」がただちに朝廷の武臣弾圧を招く影響力をもつていたとはいえない。むしろ筆者は、第三章で調べたように武臣のもつ果敢な批判精神が満人民族主義を刺激したことが武臣不遇の最大の要因であり、北部人、南部人、というよりは武臣各人がどれだけ満人首脳部から警戒されたかによつて処遇の差が出たと考える。

(31) 「朝憎正論、世目党人、」一六四三年、龔鼎孳が諫言のため投獄された事件を吳偉業が追憶した。《梅村家藏稿》、前出、卷三七、題龔芝麓寿序、一一a

(32) 「……用遼民守遼土、倚遼人辦遼事、……」《牧齋有学集》、前出、卷一六、一六a

(33) 「……批根党局假手奄宦、借公以蠻江夏、又因江夏以剪公」「殺公以銅佟氏之族、銅佟以絕東人之望于是乎。」(同右、一六a—b

(34) 「……失招撫之大機、破恢復之全局」(同右、一六b

(35) 「……公与国家並受其害、可勝痛哉。」(同右、一七a

(36) ……夫無遼土、何以護閼城、「舍遼人誰與守遼土。」鹿善繼撰《認真草》一六卷、覆畿輔叢書本、著書集成初編所收、卷二三、
榆閼草上、陳兵事疏 代孫相公。

(37) 《牧齋初學集》、前出、卷三〇、一a—四a

(38) ……謂「保閼外、乃可以保閼內。」保閼內、乃可保畿內。同右、一b—二a

(39) 「……奴棄瓜寧、退守河東。」……閼門者定京師解嚴、「遵永四城次第收復。」同右、二a

(40) 吳偉業「送黃石齋謫官」(《梅村家藏稿》、前出、卷五、一a)、錢謙益「啓禎野乘序」(《牧齋有學集》、前出、卷一四、九
b)、熊文舉「石齋遺編序」(《雪堂先生集選》、前出、卷六、三九a—b)、熊文舉「序漳海先生遺詩」(同上、卷七、七a—b)

(41) 吳偉業「為稼軒」(《梅村家藏稿》、前出、卷六、四b)、「哭稼軒一百十韻」(《牧齋有學集》、前出、卷四、八a—一a)、
「吳人喧伝、瞿稼軒留守降靈都城西、相率詣東臯、招魂塑像、迎請上任聲默、道人驚喜鳴咽放言、作絕句十二首、用代里社迎神
送神之曲」(同右、卷一三、二a—三b)、錢謙益「瞿留守贈引」(同右、卷一五、二八a—二九b) 參照。なお、瞿式耜の靈魂
不滅の信仰はアレニ(Giulio Aleni 艾儒略、一五八二—一六四九)《性學鵠述》八卷、隆武二年(一六四六年)福建天主堂刊、
の序文に示されている。

(42) 《牧齋初學集》、同右、卷三〇、少師高陽公奏議序、一a

(43) 「有才必竟其用、有用必盡其才。」其或才有所未尽、而用有所未竟也。同右、一a—b

(44) 吳偉業「送友人出塞」(《梅村家藏稿》、前出、卷一六、一b)、龔鼎孳「和季滄葦侍御、兼弔天中給諫櫬歸自遼左」(《定山
堂詩集》、前出、卷一、一六a—一七a)、「聞二月十一日、季天中給諫、歿于謫所、用少陵折檻行韻、遙弔之」(同右、卷四、
二三b)、「送季滄葦侍御假還維駕、次梁玉立司馬韻」(同右、卷三〇、三一a—b)は、若い漢臣季兄弟(第三章参照)の不遇を
慰めた詩である。とくに龔鼎孳は自身、再三の左遷にもかかわらず康熙初まで京官を勤めたので、多数の漢官が罰される例を見
聞し、「言事謫官」の後輩に自己の分身を見出す峻烈な詩を残している。

結び

武臣は政治的立場において最もはやばやと明代を見限った漢人であったが、実は明代文化の中で育成された意識を失うことなく、逆に明代士大夫の生き方を公然と清代にもちこんで清初の文化を彩った唯一の士大夫群であった。抗満のために殉死した明官、隠退した知識人はたしかに明朝の臣であったことを証明し得たが、明代の意識を清代社会に反映することはできなかつた。

致用知を基礎において状況の非合理を排そうとする武臣の活動は、満人の需要に充分応えるものであつたが、他方、満人が分有し得ない明代文化は、武臣に、清官でありながら満人権力を絶対視せぬ精神的余裕と、「諫言」に象徴される果敢な批判精神とともにたらし、満人の警戒を招いた。武官武臣が満人を範とし、その尖兵となつたのに対して、文官武臣は時運にかかわりなく能力を生かす路を選び、実務家として、あるいは文人として活躍する途上で満人民族主義の鉄槌を受けるに至つたが、彼等の「致用」の精神は武臣の政治生命の終つた後も漢人に継承され——一八世紀中期の禁書まで——、明末知識人の合理的思考を清代に刻し続ける原動力となつたのである。

〔補記〕筆者は当論において、文官武臣が、明末読書人の文化を享受した漢人士大夫世界を貴び、李自成らの非士大夫新興勢力を排斥したこと強調した。しかし、他方、自ら士大夫世界を放棄して「逆臣」の道を選んだ吳三桂ら元武官武臣たちの意識状況については検討不足であり、はたして武官武臣が常に非士大夫世界を差別していたか、の疑問を今後に残した。

順治—康熙年間に「逆臣」となつて殺された「元武臣」の意識の変遷を追求することは、明末清初の精神史における、士大夫・非士大夫の間隙を埋める為に必要なばかりか、「従賊」や「遺王」従軍の経験をもつ武臣の行動規範をより明らかにする為にも必要であると考える。

式 臣 略 表

注 グループ分けは本文第1章末に示した分類法による。

a. 番号：《式臣伝》（都城半松居刊本）の順序によって番号を付記した。

b. 人名

c. 字・号・諡

d. 出身地

e. 生卒年：16世紀についてのみ 1550 と 4 始、17世紀はすべて 2 桁とした。（18は 1618 の略）。なお、進士出身者については、

生卒年の間に進士合格年度を記入した。

f. h. 官職：ともに最高位のものを記した（但し、死後贈位や致仕寸前に得た官位は除く）。なお、爵位・世職は割愛した。

g. 過渡期の仕官：選王あるいは叛乱軍に従った場合は、略称を示した。福王・唐王・桂王など。◎は李自成・○は張献忠。

i. 政策：主として上疏による。

j. 著書：主著のみを掲げた。

第1ダルーナ

a.	b. 人名	c. 字・号・諡	d. 出身地	e. 生卒年	f. 明官職	g.	h. 清官職	i. 政策	j. 著書
① 劉良臣	劉良臣	劉良臣	誠陽	—48	大凌河遊擊	甘肅總兵	軍餉請求		
② 孫定達	孔有德	孔有德	東平	—47	大凌河副將	湖廣提督	用兵法		
③ 郝勳	忠芳	忠芳	陽東	—52	總兵部校	定南王			
④ 李永芳	仁	仁	東東	—51	副將	湖南右路總兵			
⑤ 孟喬芳	存仁	存仁	平陽	—34	撫順遊擊	陝西總督			
⑥ 張存仁	法元	法元	東夏陽	1595—54	副將	浙江福建總督			
⑦ 劉芳名	喜名	喜名	西陽	—52	寧遠副將	河南衛輝總督	文芸重視に反対		
⑧ 劉秀名	尚	尚	東陽	—56	副將	右都御史	明朝攻略法		
⑨ 祝世昌	先選	先選	寧遠	—54	遊擊	平南王	造船・攻島		
⑩ 鮑承璽	長春	長春	寧寧	—76	副將	江南右路總兵			
⑪ 王世傑	洪明	洪明	寧寧	—70	柳溝總兵	山西巡撫	火器整備		
⑫ 祖洪	仲耿	仲耿	寧寧	—50	遊擊	右都吏參政			
⑬ 祖耿	節	節	寧寧	—45	參將	總兵			
⑭ 吳汝玠	壽	壽	寧寧	—61	兵總	兵部侍郎	貨幣鑄造		
⑮ 吳汝玠	全	全	寧寧	—76	前屯衛副將	吏部侍郎			
⑯ 吳汝玠	大壽	大壽	寧寧	—59	副將	靖南王			
⑰ 吳汝玠	復宇	復宇	寧寧	—68	副將	左江鎮總兵			
⑱ 吳汝玠	雲台	雲台	寧寧	—56	總兵部校	總兵	明朝征服法		
⑲ 吳汝玠	錦州	錦州	寧寧	—72	前鋒總兵	禮部侍郎			

(22) 馬光遠
(23) 沈志祥
(24) 孫得功
(25) 夏成德

誠順
順遼
遼廣
天東
東寧
—63 建昌參將
—48 同將
—34 遊擊
—45 松山城守副將

都統
綱順公
遊擊
沂州總兵

火器整備

第2グルーブ

人名	字・号・諡	出身地	生年—進士年	明官職	清官職	政策	策書	
(5) 馬得功 (9) 徐勇 (15) 李國英 (19) 張勇 (35) 胡茂祺 (39) 孔希貴 (42) 第雄 (44) 高田馬 (45) 張天祿 (46) 常進功 (47) 常光祖 (48) 高進庫 (50) 吳六奇 (51) 蔣如・鑑伯・順恪	(襄武) 培之 非熊 襄壯 義忠 奉陝直 陝西 山西 毅勇 參將 總兵 福王 福王	遼東 東西 西 山西 西 陝 甘 陝 陝 陝 陝 福王 桂王	—63 —52 —66 —16—84 —79 —53 —71 —63 —80 —59 —86 —56 —65 —65	總兵 總兵 總兵 副將 總兵 總兵 總兵 總兵 總兵 總兵 副將 總兵 副將 總兵	福建總督 長沙總兵 陝西四川總督 雲南廣西總兵 寧夏總兵 湖廣總督 薦州總兵 河南總兵官 杭州總兵 雲南總兵 湖廣總督 江南提督 廣東水師總督 浙江總兵 川北總兵 廣東高雷總兵 潮州總兵	修補城垣 長沙總兵 陝西四川總督 雲南廣西總兵 寧夏總兵 湖廣總督 薦州總兵 河南總兵官 杭州總兵 雲南總兵 湖廣總督 江南提督 廣東水師總督 浙江總兵 川北總兵 廣東高雷總兵 潮州總兵	平亂討逆 平亂討逆 平亂討逆 平亂討逆 平亂討逆 平亂討逆 平亂討逆 平亂討逆 平亂討逆 平亂討逆 平亂討逆 平亂討逆 平亂討逆 平亂討逆 平亂討逆	

(61) 陳世凱	襄敏	湖 北	—89 忠州副總兵	杭州總兵 浙江提督 都統	兵士の教育
(64) 左夢庚	趙之龍	山 安 直 河 順 山 順 河 陝 陝 陝 陝 湖	—51 (寧南伯) —54 (沂城伯)	江南江安總督	明將推舉
(65) 劉良佐	許定國		—67 總兵	福王	
(66) 明輔	吳惟華		—46 山東總兵	恭順侯 右都御史 江南巡撫	
(68) 詹祐	土國男		—68 諸生	福王	
(69) 王任	魯國男		—48 總兵	江南巡撫	明官登用 兵の加派
(70) 唐魯	綱珍		—61 副將	福王	
(71) 董學礼	白洪恩		—58 總兵	都督僉事	
(72) 南一魁	南一魁		—64 副將	興安總兵	
(73) 孫可望	白文選		—66 副將	德州總兵	
(74) 格順	復初		—48 副將	湖廣總督	
(75) 金桂王			—74 副將	右路總兵	
(76) 金桂王			—60 副將	義王	
(77) 金桂王			—75 左都督	都統	
(78) 金桂王			—49 左都督	天津總兵	明官登用

第3ターミナル

人名	字・号・諡	出身地	生年—進士—卒年	明官職	清官職	政策	著書
④ 王鑑永	潤淵	山 東	—25—44	戶部侍郎	戶部侍郎	免稅要求	
⑦ 王正志	灝夫	山 東	—28—49	戶部左侍郎	兵部右侍郎	免稅要求	

◎ 馮 錦	振蕪・庭佈・文(敏)	順 天	1592-13-72	大學士	禮部尚書	滿漢無分別要
◎ 李魯生	伯	山 東	1571?-13-46	太僕寺少卿	順天府丞	求
◎ 魏 培	振蕪	山 東	-38-	御史	大理寺卿	
◎ 潘士良	潘士良	山 西	-13-	刑部右侍郎	山東侍郎	
◎ 李猶龍	梁清標	陝 西	(貢生)-53	兵部主事	天津巡撫	
◎ 党崇雅	紫函	直 山	-25-66	戶部侍郎	刑部尚書	恤刑要求
◎ 于 姜	于立	陝 西	20-43-91	庶吉士	兵部尚書	
◎ 董巖	董巖	直 山	12-37-75	戶部郎中	吏部尚書	
◎ 衛周祚	衛周祚	直 山	-34-60	兵科給事中	太僕寺卿	
◎ 戴明說	戴明說	直 山	-25-70	戶科給事中	工部尚書	
◎ 劉 吕	劉若麒	直 山	-31-56	給事中	順天府丞	
◎ 張若麒	高爾徵	直 山	-39-54	編修	吏部尚書	
◎ 张 忻	忻	直 山	-25-58	刑部尚書	兵部左侍郎	
◎ 中 静	中 静	直 山	-16-53?	工部侍郎	刑部尚書	
◎ 張 余右	張 余右	直 山	-28-67	翰林院檢討	禮部右侍郎	投充禁止
◎ 薛所蘊	薛所蘊	順 河	-37-57	山東道御史	工部右侍郎	用賢才
◎ 傅景星	傅景星	南 南			明官登用	燕香齋文集

人名	字、号、諡	出身地	生年—進士—卒	明官職	清官職	政策	著書
◎ 洪承疇	彥寅・李丸・文襄	福建	1593-16-65	藍邊總督	兵部尚書	內政全般 南部治政 雲南征定法	洪承疇章奏文 冊集輯 賦役全書
◎ 王弘祚	懋目・玉銘・端簡	雲 南	03—(舉人)-74	戶部郎中	戶部尚書		
◎ 徐起元	貞復・望仁・啓靖	江 南	—(舉人)-59	右僉都御史	左都御史		

第4ダループ

⑩	李鑑	涵白	寧夏巡撫	冗員削減	明遺運志・學海類編
⑪	曹溶	潔躬・倦圃	順天學政	科舉再開	
⑫	霍達	秋岳・非聞	兵部尚書	進講	
⑬		劍寒・魯齋	工部尚書	漕政	
⑭		豈凡・息齋	兵部尚書	隆后反對	
⑮	金之俊	文通	兵部尚書	慎刑	
⑯	胡世安	王永吉	兵部尚書	學政	
⑰		錢鑑	兵部尚書	滿人の法律	
⑱	吳偉業	覺斯	兵部尚書	鈎戶保護	
⑲	陳之遴	駿公・梅村	南京國子監祭酒	鈎戶保護	
⑳	周亮工	彥升・素菴	南京國子監祭酒	鈎戶保護	
㉑	錢謙益	周亮工・樸園	南京國子監祭酒	鈎戶保護	
㉒	陳名夏	受之・牧齋	南京國子監祭酒	鈎戶保護	
㉓	柳寅東	百史	南京國子監祭酒	鈎戶保護	
㉔	陳之龍	鳳瞻	南京國子監祭酒	鈎戶保護	
㉕	方大猷	去亢	南京國子監祭酒	鈎戶保護	
㉖	張穎彥	雨恭・校余	南京國子監祭酒	鈎戶保護	
㉗	龔鼎孳	(粧人)	南京國子監祭酒	鈎戶保護	
㉘	孫承澤	31—56	南京國子監祭酒	鈎戶保護	
㉙	李元鼎	孝升・芝麓	南京國子監祭酒	鈎戶保護	
㉚	梅公	耳伯・北海	南京國子監祭酒	鈎戶保護	
㉛	葉初春	退谷	南京國子監祭酒	鈎戶保護	
㉜		1592—31—76	都給事中	恤刑・納諫	依水園文集
㉝		—22—	光祿寺少卿	《旧官採用 土產平定》	定山堂集
㉞		—31—69	吏部郎中	兵部右侍郎	學典
㉟		—28—	吏部左侍郎	兵部左侍郎	石園全集
			工部左侍郎	貨幣制度	雪堂先生集選